

平成23年度 第2回 長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成23年(2011年)10月13日(木) 10:00~15:30

2 場 所 岡谷市役所 9階大会議室

3 内 容 ○ 議事

- (1) 湖周行政事務組合ごみ処理施設建設に係る環境影響評価方法書について
- (2) 長野広域連合A焼却施設建設事業に係る環境影響評価準備書について
- (3) その他

4 出席委員(五十音順)

梅 崎 健 夫
大 塚 孝 一
小 澤 秀 明
片 谷 教 孝
亀 山 章 (委員長)
佐 藤 利 幸
塩 田 正 純
鈴 木 啓 助
富 樫 均
野見山 哲 生
花 里 孝 幸 (委員長職務代理者)

5 欠席委員(五十音順)

陸 齊
中 村 寛 志
中 村 雅 彦

平成24年1月18日

長野県環境影響評価技術委員会委員長

亀 山 章 印

1 開 会

○事務局（長野県環境部環境政策課 宮坂）

お疲れ様です。それでは定刻になりましたので、ただいまから長野県環境影響評価条例に基づく平成23年度第2回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます事務局の長野県環境部環境政策課の宮坂俊一と申します。どうぞよろしく願いいたします。

傍聴人心得にも書いてありますが、本日の会議の支障になるような撮影等のご遠慮願うことになっていますが、撮影等必要な場合には、冒頭限りということでお願いしたいと思っております。

2 会議成立の報告

○事務局（環境政策課 宮坂）

それでは、議事に入る前に本日の欠席委員の御報告を申し上げます。陸斉委員、中村寛志委員及び中村雅彦委員の3名の委員から都合により御欠席という報告を頂戴しております。

本日、技術委員会委員14名に対しまして、現在11名の委員に御出席をいただいております。過半数の委員の御出席がございますので、条例第37条第2項の規定により、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

なお、本日の会議は公開で行われます。会議録も後日公表されることになっております。

また、会議録が作成されるまでの間は、音声そのものを長野県のホームページで公開することになりますので御承知おきを願います。ホームページでの音声の公開、並びに会議録の作成に御協力をいただくため、発言の前にはご面倒でもその都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、条例第37条第1項の規定によりまして、委員長が議長を務めることになっておりますので、亀山委員長に一言ごあいさつを頂戴した後、議事の進行をお願いしたいと思います。撮影の方はここまでということで宜しくお願いします。

それでは亀山委員長さん、よろしく申し上げます。

3 議事（1）

○亀山委員長

お疲れ様です。朝早くからご苦労様です。今年度は技術委員会の議事が非常に多いので、皆さんには大変ご負担をおかけすることになりますけれども、一つ一つが地域にとって非常に重要な案件でございますので、慎重に審議していきたいと思っておりますので宜しくお願いします。それでは、議事をつとめさせていただきますので、委員の皆様方の御協力をお願いいたします。議事1の湖周行政事務組合ごみ処理施設建設に係る環境影響評価方法書についてでございます。まず、経過と本日の審査の予定、並びに会議資料につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局（環境政策課 清水）

事務局の環境政策課環境審査係長の清水修二と申します。宜しくお願いします。

それでは事務局より、経過、本日の審査の予定、それから資料の簡単な説明をさせていただきます。

本事業に係る環境影響評価方法書につきましては、長野県環境影響評価条例に基づき、事業者から提出がございました。

方法書手続の経過としては、今年8月29日に公告しまして、9月28日までの1か月間、岡谷市役所や長野県庁など10か所で縦覧に供したところでございます。同時に、県のホームページにも掲載し、随時、御覧いただけるようにしております。

また、この方法書について、住民の皆様などからの環境保全に関する意見を、昨日、10月12日まで受け付けたところでございます。

本日は、当事案についての第1回目の会議でございますので、まず、事業概要について事業者から御説明を頂きます。次に、事業予定地である岡谷市清掃工場及び周辺の現地調査を行っていただき、概ね12時頃には岡谷市役所へお戻りいただきます。

その後昼食をはさみ、13時より事業者から環境影響評価方法書の説明をいただいた後、質疑等を行っていただき、概ね13時50分頃には本案件の審査を終了したいと考えております。

若干の休憩後、14時頃より長野広域連合A焼却施設建設事業に係る環境影響評価準備書の審議をお願いするところでございます。

それでは、資料を確認させていただきます。お配りしております次第をご覧ください。次第の下段に資料名を列挙してございますが、当方法書審議の資料といたしまして、右上に湖周と表示された資料1から資料4、並びに現地資料1～4までを配付させていただいております。

資料1はごみ処理施設建設事業計画の概要で、資料2は環境影響評価方法書の概要でございます。

資料3としては、環境影響評価方法書への意見でございますが、意見募集期間が昨日までということでございますので、事務の関係上、10月7日までに事業者あてに寄せられたものを参考までにご用意しておりますので御覧頂きたいと思っております。

資料4は、県関係機関からの質問等ということで用意したものです。内容につきましては次回を予定しておりますので、今回は参考までに目を通していただければと思っております。

また、現地資料1～4として、事業概要の説明後に行う現地調査に係る資料をお配りしておりますので、その時にお持ちいただきたいと思っております。

なお、本方法書ですが、9月1日に湖周行政事務組合が正式に設立されまして、それまで岡谷市、諏訪市、下諏訪町さんの三者の連名で出していたいただいた事業でございますが、正式に承継され、県へ届出を頂いているところでございます。

以上、事務局からの説明でございます。

○亀山委員長

それでは事業の概要につきまして、事業者から説明をお願いします。

○事業者（湖周行政事務組合 笠原）

湖周行政事務組合の事務局長をさせていただいております、私、岡谷市の市民環境部長の笠原と申します。本日はお忙しい中、技術委員会の皆様方には私ども湖周行政事務組合の環境影響評価方法書の審議にあたりまして、遠路、岡谷まで足をお運び頂き有り難うございました。本来であれば、組合の理事者をご挨拶をすべきところですが、他の公務がございますので、失礼をさせていただきます。

それでは、私の方から簡単な経過等をご説明させていただきます。

まず当組合につきましては、ご承知のとおり岡谷市、諏訪市、下諏訪町の2市1町で構成をしております湖周行政事務組合でございます。当組合はこの度、ごみ処理施設の建設を計画したものでございまして、平成17年3月にごみ処理の基本計画を策定いたしまして、当初は平成23年度の施設稼働を目指したところでございますけれども、これまで負担割合ですとか、基準年度等について、2市1町の考え方の若干の相違があったものですから、協議が難航してきた経過もございます。そうした協議の難航があった結果、時間がかかりまして、稼働の目標年度を平成27年度ということで修正をするなど、基本計画の修正を余儀なくされる中、行政間の基本的確認事項が合意になかなか至らなかったために、地元の住民の方から、当初は建設を容認するという姿勢を示して頂いていたものが、平成21年6月には正式に反対を表明される状況にも至った経過がございます。その後、私どもとすれば地元のご理解と2市1町の基本的事項の調整を重ねてきまして、本年、平成23年3月には、確認事項について基本的な合意が出来まして、それと同時に改めて地元地区からの事業への協力をしましうとうご同意をいただくことが出来たものでございます。

こうしたことから、事業主体となります一部事務組合の設置を急ぎますとともに、環境影響評価などの必要な具体的作業に着手をしまして、先程、おっしゃって頂きましたように9月1日に湖周行政事務組合ということで発足をしたところでございます。

現在の計画でございます平成27年度の施設完成については、時間的には大変厳しい面もあるということは認識しておるところでございますけれども、私ども目標達成に向けまして必要な事務を進めるべく努力をしてきたところでございます。環境影響評価につきましては、組合の設立に先立ちまして方法書の作成に取り組んで参りましたが、方法書の素案の段階で建設地の地元地区、或いはその周辺地区の皆様には説明会を開催させていただき、そこで頂戴しました御意見についても出来る限り素案の方に反映させてきたつもりでございます。

当組合としましては、環境影響評価はもちろん、事業の節目においても住民の皆様には説明を行いながら官民が一体となりまして、周辺環境に配慮したより良い施設が整備できますよう努めて参る所存でございます。

委員の皆様方におかれましては、それぞれご専門のお立場から格別のご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、まとめませんがご挨拶とさせていただきます。引き続き事業計画の概要につきまして担当の方からご説明を申し上げますので宜しくお願いします。

○事業者（湖周行政事務組合 伊藤）

それでは、事業計画の概要につきまして説明をさせていただきます。事務局の方を担当しております、総務建設課長の伊藤と申しますが、宜しくお願いします。

それではパワーポイントを使わせて頂きながら説明を進めさせていただきます。

お手元にも同じパワーポイントのペーパーを用意させて頂いておりますので、御覧頂きながら説明を進めさせていただきます。

湖周地区の概要ですが、湖周地区というのは、諏訪湖を取り巻く行政体の岡谷市、諏訪市、下諏訪町の2市1町となっております。諏訪盆地に位置する中では西側に位置しております。東側につきましては、茅野市さん、富士見町さん、原村さんが位置しております。西側につきましては、塩尻市さん、辰野町さんと接しているというようなところが湖周地区でございます。

平成23年1月1日現在の人口をここに表示をさせていただきましたが、2市1町の全体の人口とし

ましては、125,478人ということで、10万人を超えていること、それから世帯数としては48,368世帯、面積としては261平方キロメートルというような地域が湖周地区の状況です。2市1町の人口の比率から見ますと、岡谷市が約42%、諏訪市が41%、下諏訪町が18%というような構成で湖周地区が成り立っているというような状況です。

続きまして、組合がここで立ち上がった訳でございますけれども、湖周行政事務組合という名称に正式にしたものでございます。9月1日に組合の設立がなされました。当然、ごみ処理を共同で行うという大きな目標を立てての組合の設立ということになります。お手元に配布させて頂きました環境影響評価の方法書につきましては、当初段階、組合の設立前ですが、岡谷市、諏訪市、下諏訪町の2市1町の自治体で作成しまして、8月中旬に公告・縦覧が行われました。9月1日に組合の設立によりまして、事業をそのまま本組合の方に引き継ぎをいたしましたのが、現在の状況でございます。

環境影響評価と併せまして、新たなごみ処理施設の処理方法の選定、或いは、今後必要となってくる処理施設の基本的な設計、それに伴う所の測量・調査等、諸作業を現在進めている状況でございます。先程事務局長からもお話がありましたが、たいへん厳しい状況の認識の上で、平成27年度の供用開始目標を定めている状況でございます。

続きまして事業の目的でございます。事業の目的につきましては大きく3点表示をさせて頂きました。

1点目でございますが、ごみ処理に関する施策の円滑な実施を図り、循環型社会を構築することによってでございます。2市1町の共同によりまして、それぞれのうち規模の実情を踏まえたうえで、統一的な考えに沿った施策を構築し、円滑な実施を図っていくことによりまして、まさしく循環型の社会の構築を進めて参ると言うことが1点目でございます。

2点目としましては2市1町でごみ処理を共同化することにより、効率的にごみ処理を行うというものでございます。これまで岡谷市、諏訪市、下諏訪町それぞれ単独でごみ処理を行ってきた訳でございますが、今後においては、組合が主体となりましてごみ処理を共同で行うことによるごみ処理の効率化を進めて参るものでございます。今後の運転、維持管理についても処理を集約することで、経費削減等につながると考えています。また、岡谷市にごみ処理施設を設置し、最終処分場は諏訪市が担った地域的分担によりまして、限られた用地を効率的に使うことが出来るというメリットも併せて持っているものでございます。

3点目としましては、2市1町の焼却処理施設が相当に老朽化して来ておりまして、処理を集約しつつ、施設を更新するというのが3点目でございます。

後ほど説明をいたしますが、補修、維持費とも年々嵩む状況であり、いずれの施設も更新もしくは大規模な改修が必要となっている状況でございます。

続きまして、今言いました施設の建設から始まっての経過について触れさせて頂きますが、岡谷市は清掃工場という名称、その他は清掃センターということになってはいますが、現在稼働している岡谷市清掃工場につきましては、供用開始以来25年半が経過しております。同様に諏訪市の清掃センターですが、岡谷市より1年遅れの稼働で24年半となっており、同じくらいの経過年数が経っています。いずれの施設も更新もしくは大規模な改修が必要な施設になっています。下諏訪町の清掃センターにつきましては、最も新しいわけですが、供用開始以来13年半経過している状況です。この施設も耐用年数が15年で大規模な補修或いは改修が必要と一般的には言われており、下諏訪町の清掃センターにつきましても大規模な補修等が必要となっている状況です。

2市1町が共同で新施設を建設することによりまして、これらの3つの施設の大規模な補修や改修といった費用的な問題が解決出来るということは当然、端的に言えるわけです。また、建設費用なども2市1町が分担することによりまして、それぞれ各構成市町村の財政的負担の軽減が図られるという大きなメリットがございます。新処理施設稼働後におきましては、諏訪市の清掃センター、下諏訪町の清掃センターの両施設につきましては、当然のことながら廃止になるものでございます。

続きまして、ごみ量の推移、それから今後の計画におけるところの目標でございます。御覧のグラフですが、各市町の可燃ごみ量の実績推移と将来の予測値をグラフに示したものでございます。将来の予測値は今後の減量化のための施策等の効果を含めたものとしての予測でございます。全国的にですが人口は減少傾向にあります。湖周地区も例外ではなく2市1町いずれの行政体におきましても減少が続いている状況にあります。それぞれに人口の増加や定着に対する努力は行っているものの、今後もゆるやかに減少は続いていくものと予測をしております。従いまして、人口減少に伴うごみの排出量、ひいては可燃ごみの総量についても減少していくという予測をたてているところでございます。また、これまで岡谷市、諏訪市、下諏訪町それぞれが減量化に向けての施策をそれぞれのところで講じて来ております。1人1日あたりのごみの排出量は、当然、減少傾向にあります。これまでのごみの減量化の施策によりまして、だいぶ減量化が進んでいるのは事実でございます。

組合としましてもこういった状況を踏まえながら、今後も新たな施策、まだ行っていない施策も有るわけですが、そういった施策も含めた中で減量化の努力を継続していくことが前提の将来目標となりまして、その排出量の将来予測を行った結果、稼働予定としている平成27年度に可燃ごみ量を年間31,547トンという予測を計画したものでございます。このごみ量から算出したしまして、新処理施設の処理規模を計算し、1日当たり120トンと計画しているものでございます。現在、岡谷市清掃工場は1日当たり80トン、諏訪市につきましては同じく80トン、下諏訪町は36トンという規模の施設をもっているものでございます。単純に合計しますと、2市1町で200トン弱の施設を有しているということになるわけですが、24時間運転による安定的な処理を行う等によりまして、1日当たり2市1町の合計では120トンという施設計画をしております。

続きまして、3つの基本方針ということで、平成17年3月にごみ処理広域化の計画を策定した訳ですが、先程来、事務局長から説明があったとおり、色々な事情におきまして、平成21年3月に修正を行った経過がございます。1つ目の基本的な方針としましては、1Rから3Rへの転換、2つ目は環境負荷の少ないごみ処理システムの構築、3点目につきましては、広域ごみ処理体制の整備でございます。

1点目はリサイクルを進めるだけでなく、大量廃棄なら、大量リサイクルに変わるだけになるおそれがあります。ごみを出来るだけ出さないというリデュース、ごみを再使用するリユースといった事を、リサイクルに優先して行うことで、ごみを減らし、ごみを作らない社会を実現することが1点でございます。

2点目についてはごみの収集運搬、中間処理、最終処分において環境への負荷を低減しまして、資源エネルギーの効率的な回収に努め、自然環境や生活環境に配慮したごみ処理システムを構築するというところでございます。今回の環境影響評価を行っているごみ処理施設について、環境負荷を極力小さいものにするということにつながっているものでございます。

3点目につきましては、収集運搬から最終処分に至るごみ処理過程を広域化することによりまして、効率的、効果的に実施することにより、当然のことながら循環型社会の実現を図ること

が3つ目の基本的な方針でございます。

続きまして、施設建設に係る方針ですが、同じく廃棄物の循環型社会の施設整備事業計画を作成した段階で定めているものでございます。

1点目は高性能で最新鋭のごみ処理施設とするということです。2点目としましては建設場所の立地条件、環境との調和、環境負荷の低減、安全性及び機能性を考慮するということが2点目でございます。3点目につきましては合理的及び経済的で、かつ維持管理が容易な施設ということです。4点目は工場管理要員にとって、安全かつ衛生的で働きやすい労働環境を確保する、この4点でございます。

続きまして、ごみ処理施設の建設に係る経緯でございます。先程、事務局長から話がありましたので簡単にさせて頂くわけですが、当初計画は16年度に策定をさせて頂きました。

組合設立前の2市1町間の基本的な確認事項の作業に、若干手間取る等によりまして当初の23年度稼働目標の変更を余儀なくされる状況に至り、そんな行政側の動きに対して地元の建設同意が白紙に戻るというような経過があり、やっと平成23年3月に地元の協力、それから組合設立前の基本的な行政間の調整が解決したという経過の中でスタートが切れる状況になりました。

しかしながら、平成21年3月に計画をもちました平成27年度稼働というものは、今の段階では変更することなくその目標達成に向けて努力をしていくということです。かなりの物理的な難しさということは認識しておりますが、なんとか稼働実現に向けて努力をしていくことでございます。

続きまして建設地の選定の経過でございます。この後、現地の視察を頂くわけですが建設地の選定につきましては、結果的に今の岡谷市清掃工場の跡地に建て替えをしまして建設をするということが、当初計画を盛り込んだ平成16年度において決定をしています。比較検討としましては、(2市1町それぞれの)現施設地の建て替えを中心とした検討の結果、岡谷市清掃工場の跡地への建設ということで、平成16年当初の段階で決まったことでございます。結果的にどうしてですかということですが、敷地の面積、それから地形的な条件、社会的条件、経済性など総合的な評価を加えた結果、岡谷市の清掃工場跡地が最適地であるという判断による決定でございます。具体的には他の施設より敷地が広い、建設に必要な面積、最低15,000m²以上と言っていますが、その面積が確保されていること、また、建設に付帯する土地造成費用が少なく済むといったようにコスト的に優れている、それから、主要幹線道路に隣接しているというようなことで、運搬に対するアクセス性に優れている等から、現岡谷市清掃工場跡地を建設地として選定をした経過でございます。

続きまして、その岡谷市清掃工場を上から見た航空写真と横から見た写真をスライドでお示ししてございます。敷地の面積を黄色線で囲ってございますが、概ね2.1haでございます。写真では北側が右側になりますが、スライドでは若干分かりにくいのですが、右側に駐車場としている部分があります。現在の清掃工場はその左ですが、それ以前の清掃工場があった場所になりまして、リサイクル等の施設として今現在、使用しているところでございます。北側から西側にかけて接している道路、丁度この航空写真の上になりますが、これが県道檜川岡谷線(一般県道)になります。ごみの搬入車両がこの県道檜川岡谷線を通ることが基本になります。東側、向かって下になりますが岡谷市の市道1号線になります。歩道もある規格の整備された道路です。それから、それより更に下側になりますが、隣接した都市公園がございます。鳥居平やまびこ公園でございます。こちらの方は後ほど現地視察で説明させていただきます。新設による建て替えになりますから、当然この構造物の解体が必要になってまいります。

続きまして、建設地周辺の大きな地図を示させて頂きました。建設地の位置と周辺の地形などですが、現在の岡谷市の清掃工場は、高ボッチ、塩尻峠、勝弦峠といった連なる尾根から、諏訪湖、天竜川へ向けての斜面に位置しています。先程説明させて頂きました県道とも接しておりますし、県道を東側へ行きますと幹線道路である国道20号と平面交差する状況にあります。地区の反対云々というお話がございましたが、最も近い集落、北西側に当たりますが、樋沢地区というところになります。勝弦峠というところを越えた向こう側になりますが、現地視察の時に廻って頂いて、また説明をさせて頂きます。

続きまして、処理方式の今までの検討の経過ですが、処理方式はまだ大きな課題になっていない訳ですが、今年度中には、処理方式をこのアセスの方法書の作業と並行して、何とか今年度には決定をしていきたいと考えています。ある程度絞り込みはされていますが、当初計画の平成16年度の際は、2方式、焼却と灰溶融を併せた方式、或いはガス化溶融炉といった溶融ありきの2方式を土台としたものです。その後、処理技術の動向を踏まえた中で、平成20年度の修正計画の段階におきましては、それに更に焼却炉の単独、それから炭化炉というものを含めての4方式に絞り込みをしたものでございます。その4方式の中からどれか1つに絞るということで、今年度に入りましてごみ処理方式を考えるシンポジウムを開催するなど、一般市民の理解を深めながら、処理方式検討委員会を立ち上げまして具体的に決定の作業に入っていく段階でございます。平成23年度中、目標としては年内中には何とか処理方式の方向性を出していきたいなというところが現在の段階でございます。

主要設備の概要ですが、一般的な表になって申し訳ありませんが、処理方式(すなわち)、焼却単体、それに溶融を併設したもの、ガス化溶融、炭化等の4つの中から選定する訳ですが、主要な整備については一般的なもの、そこにも書いてありますが、排ガス処理については、濾過式集塵機によりばいじん、重金属、ダイオキシン等々を除去することを想定しております。また、排水につきましては、炉内噴霧によりまして放流は行わないことを想定しております。

続きまして排ガス処理ですが、いずれの方式に決定した場合であっても排ガス処理を行うこととなりますが、方式は基本的に共通の考えでいくというように考えています。850度以上の高温で処理することによりまして、当然ダイオキシンの発生を抑えます。ボイラーなど熱回収を行った後、排ガスを200度以下に急冷し、ダイオキシンの二次発生を抑えるということ、それからばいじんやその中に含まれる重金属やダイオキシン等については濾過式集塵機により除去する。また、消石灰の吹き込みによりまして塩化水素やガス状の有害物質等を反応・吸着させることによりまして、濾過式の集塵機で除去を行うというものでございます。さらに、触媒反応によりまして窒素酸化物の分解をした後、煙突より排出をするものでございます。いずれにしましても、排ガス計画値を下回る設計をしていくものです。それでは排ガスの計画値はどのようなものですかということになるわけですが、スクリーンの表のとおり設定をしております。当然、法規制値よりも低く設定しておりますが、技術的には問題なく実現可能な数字として設定をしております。

なお、硫酸化物の法規制値ですが総量の規制ということでK値による規制となっております。このK値は当然クリアするように致しますが、今の段階では計画値を30ppm以下としております。計画値より更に進んだ設計値、これについては更に厳しい値を設定し、計画値が超えないような運転ができることを考えながら設定をしています。

なお、一点スクリーンではお示ししてございませんが、ダイオキシンのことにつきまして触れさせて頂きます。方法書の7ページにダイオキシンの規制値、1ng-TEQ/Nm³と表示をござい

すが、法規制値 0.1 ng-TEQ/Nm³ 以下ということで訂正をお願いしたいと思います。

続きまして、その他環境保全対策ですが、まず、臭気について自動扉等により密閉構造による臭気漏洩が無い設計と致すこと、またピットやプラットホームなどの空気を焼却炉へ送ることで臭気物質の分解を考える、また、景観の対策ですが、人間の心的、生理的影響を考慮しまして色彩の計画、それから照明、調和といった外観仕様、以上等については配慮するという事です。それから収集運搬車両が集中化されるわけですが、諏訪市、下諏訪町からの収集運搬等については、先程言いましたように主要幹線道路、国道或いは県道の通行を基本とすることで、生活道路への走行につきましては最小限にするという考えでおります。さらに処理方式の選定や基本設計を行う中で詳しく環境保全対策の検討を深めて参りたいと考えております。なお、今後の予定期間ですが、タイトな予定期間、27年度というたいへん物理的に厳しい状況の予定期間になっております。なんとか環境影響評価を平成25年度内に完成をさせる中で、併せて基本的な設計、それから見積もり、建設に向けての設計というものをなるべく前倒ししながら、平成27年度稼働に繋げていけるのではないかなと、そんな計画を立てている所でございます。以上事業計画、非常に長くなって申し訳ございませんが説明を終わりにさせていただきます。

それからお手元の資料3ですが、方法書に対する意見書の提出状況、先程、事務局さんの方から説明もありましたが、10月7日現在ではお1人でしたが、縦覧期間が8月29日から1ヶ月間、それから2週間ということで提出が12日、昨日まででした。昨日と一昨日で3人の方から意見の提出がありました。総数と致しまして結果的には4人の方からの意見提出がございました。次回の委員会でのご審議が頂けるよう意見の集約をしますので次回ご審議をいただきたいということですが、資料3と併せてのご説明でございました。宜しくをお願いしたいと思います。

○亀山委員長

はい、有り難うございました。それではただいまのご説明について、ご質問等がございましたお願いします。なお、事業の内容等につきましては、午後に詳しくご説明を頂く訳でございますので、ここでは、ご説明につきましてのご質問がありましたらお願いします。特に御意見が無いようでしたら、現地の確認を行いたいと思いますので事務局の案内に従いまして移動して頂きますようお願いいたします。

○事務局（環境政策課 清水）

はい、少し時間も押しておりますけれども、下に21人乗りのマイクロバスをご用意しておりますので、技術委員の方と関係市町村の方にお乗り頂き、残りは公用車を出しますので分乗して移動をお願いします。

【現地調査】

(バスで岡谷市清掃工場へ移動：車内)

○事業者（湖周行政事務組合 伊藤）

それでは、お手元の資料を説明させて頂きたいと思います。資料の1から4で、そのうちA3版が3枚となっていますが宜しくお願いします。現地資料1ですが、建設位置と組合の圏域との関係を大きな図面として示させて頂きました。岡谷市の清掃工場の建設地が赤色になります。それから下諏訪町の清掃センターの位置、行政界、諏訪市の清掃センターの位置、行政の範囲、ということで諏訪湖を取り巻くこの2市1町の状況がA4の図面でございます。

それからA3の現地資料の2ですが、建設地へこれからバスで移動してもらうルート、それから主な調査地点ですが、主な調査地点の印としては5箇所です。環境大気の調査地点として4点、道路の周辺大気調査が2点、地上気象8点、上層気象1点、等による表示をしています。赤の表示ルートで建設地に向かいまして、(尾根の)反対側の樋沢地区の所も経由しまして、やまびこ公園も若干説明をさせて頂きながらぐるっと回って、市役所に帰ってくるというルートを考えています。

次に資料の3ですが、建設地の周りを拡大し、どんな施設あるいは道路状況ですかといったような詳しい図を付けさせて頂きました。

反対のあった樋沢地区を大きく楕円形の水色で示しています。あと病院、社会福祉施設、保育園、学校、文化財等、色分けにより主要な施設を表示しているので、配置関係がお分かりになるかと思えます。

続きまして、資料の4ですが、建設地の横に位置する大きな都市公園である鳥居平やまびこ公園ということで、方法書においても特徴的な部分として位置付けしていますので、後ほど展望の良い高いところまで上って頂いて、若干の説明を加えさせて頂きたいと考えております。

本日、以上4枚の資料をご用意させて頂きましたので宜しくお願いします。

現在、ここの通行しているところが一般県道ですが、檜川岡谷線になります。しっかりとした道路構造に則った規格の幹線道路として県が整備したものです。ここが多く運搬車両が通る道路になろうかと思えます。ここの左へ上がるのが県道になりますが、このまっすぐ先は市道になります。県道としてはこれを左ということで、収集の車両につきましてはこちらを通ることになります。

若干、このあたりは道路の歩道等がない部分もありますが、これが県道になるものですからこちらの方を通行して頂くことになります。ただ、このようにどうしても坂ですので、冬期間、通行止めになる期間も多々あります。そういう時は先程のまっすぐいったところの市道を上っていくルートを使うということになりますが、基本的にはこちらを使って頂くことになります。

このあたりの1地点で騒音及び振動等の調査の計画をしております。

現在、国道20号線を通行していますが、この先、両サイドに福祉施設、市立病院等が点在しています。

この右手が岡谷塩嶺病院、左手が和楽荘という福祉施設になります。このあたりで騒音や道路周辺大気の調査の計画をしております。

次の信号で左折をします。ここまでは国道20号と県道の重複がかかっています。これを左へ上がりますが、ここからまた、県道檜川岡谷線になります。

まもなく建設地に近づくわけですが、今走っている道路の方向に対して左側が都市公園のやまびこ公園になります。スケートの地、岡谷ですが、そういった室内リンク施設がこの左側の建物になります。

左側に見えるのが水道施設の配水池になります。正面左辺あたりがやまびこ公園になりまして、煙突が見えてきますが正面が建設地ということで、現在の岡谷清掃工場になりますので、ここで一旦降りて様子を御覧いただきたいと思います。

(岡谷市清掃工場周辺)

○事業者（湖周行政事務組合 伊藤）

ここが現在の清掃工場になります。敷地の中に立て替えをして、それで新施設を建設するという計画地でございます。これが現在の稼働している施設です。ちょうどこの左側の方ですが、向こうに駐車場、先程ちょっと説明させてもらいましたが、向こうに更に古い施設がありました。それを建て替えて、こちらに施設を造ったということです。今回、新施設の計画としては、できれば向こうの駐車場、以前の施設のあったところを中心に建てていこうと、当然こちら側にも影響する訳ですが、ちょうど向こうに今トラックが止まっている所に建物もありますが、あれは壊しますが、あの辺りからこちらの方へ建物を建て、こちらは駐車場というような形になろうかと思いますが、今の段階ではそのような配置計画、おおざっぱではありますがそんな計画を持っております。今のこの建物には当然、影響してくる範囲です。

一段、低い所に駐車場等もあります。今は公園の利用者の駐車場として使用されていますが、敷地の必要性によっては、若干広げる等の計画も今後考えていきたいと思っています。その駐車場まで入れますと2.1haとなります。平地面積としてはもう少し狭くなる訳ですが、今後、詳細な測量等におきまして、造成計画等を立てながら、また改めて配置計画を考えて行きたいと思っています。以上です。

○片谷委員

今の煙突は何メートル高さがありますか。

○事業者（湖周行政事務組合 伊藤）

これは59メートルです。

○塩田委員

変なことを聞きますが、他のところは清掃センターになっていますが、ここは工場になっているのですが、燃やした後、何かを造っているのですか？

○岡谷市環境課（山岸課長）

以前から清掃工場と言っているものですから。

○事務局（環境政策課 清水）

以前からの古い施設はそのように呼ぶ傾向があります。特に意味はないと思います。

○事業者（湖周行政事務組合 伊藤）

隣接してそこに市道が挟まれているわけですが、それにまさしく隣接しているこの右側もそうなのですが、こちらが都市公園、やまびこ公園という公園になっております。

○事業者（湖周行政事務組合 笠原）

この建物の回り一周出来ますので御覧頂いて、またそのバスの方へ戻りたいと思います。

○岡谷市環境課（山岸課長）

今1炉の改修工事を行っております、少しとり混んでいますがご理解ください。

○事業者（湖周行政事務組合 小林）

その奥まで敷地があります。この斜面の上が県道になります。斜面の上まで敷地の面積になっていまして、そこから先が県道です。

○事業者（湖周行政事務組合 小林）

こちらがごみの搬入路になります。先程の出入口のところの途中から右折で回り、奥にごみのピットがありますが、そこでごみを落として、このように出てきます。

（やまびこ公園内）

○事業者（湖周行政事務組合 伊藤）

ここがやまびこ公園の一番高い所になります。担当の土木課の職員から説明申し上げます。このあたりで説明させていただきますので宜しくお願いします。

○岡谷市土木課（山本課長）

私、岡谷市の土木課長の山本と申しますが宜しくお願いします。

それでは、これから説明させていただきます。パンフレットでは、現在いる所が真ん中のセンターハウス、10番と書いてあるのがレストランですので、そのだいたい手前になります。

この公園は市街地の中心から1kmから3kmぐらい離れた西側に位置してございまして、標高では950m～1020mくらいの山の上にあります。向こうに見えますのが諏訪湖になりまして対岸が諏訪市、左側が下諏訪町となります。うっすらと正面に山が見えていますが、あれが八ヶ岳になりまして、天気の良いときは富士山も見える場所となっております。

この公園の経過につきましては、昭和53年に国鉄の塩嶺トンネルの掘り出した土を埋めるということで、この中にありますスポーツ広場とかテニスコートのあたり、図面でいうと下の方になりますが（ちょうど向こうになりますが）、そこに埋めた経過がありまして、その時に、ここを公園にしようという計画されました。そして昭和56年に都市計画決定を最初にし、その時は24.5haということですが、現在は30haの総合公園として成り立っております。

一番早い開園の部分は、先程言いましたスポーツ広場の部分が、昭和 58 年 4 月に開園しております。その後は、出来た順に開園しております、最終的には昭和 62 年の 8 月に全園開園ということになっています。最近の来客者数については年間 13 万人から 14 万人となっています。ピークとしましては 5 月と 8 月が多い状況になっています。中のスポット的な部分として、ラベンダー園は摘み取りができ、夏ですと溪流広場、バーベキューが出来る憩いの広場というものがあまして、そのようなところが良く利用されている状況です。その他、特にサマーボブスレーというものが、先程の清掃工場をとりまくような形でありまして、そこも人気があるというような状況です。

○梅崎委員

すみません、清掃工場というのはこの図でいくとどの位置になりますか。

○岡谷市土木課（山本課長）

図面上ですとここになります。（公園案内図では、向かって左側の公園の外れに位置します。）図面上では古い建物（以前の清掃工場）になっていますが、今はこの辺になっています。（少し下側の位置を示して）

○梅崎委員

諏訪湖は？

○岡谷市土木課（山本土木課長）

こちらの方向になります。（公園案内図では、向かって右側の下方を示す。）

このような方向で（図面を）見て頂くといいと思います。

この三角のとがった所には先程清掃工場の説明でお話ししたように駐車場がありまして、現在は公園側に貸していますが、公園区域ではありません。それで（図面では）工場の上になりますが、先程、工場を回って頂いた時に、この図面では建物を書いてありますが、更地になっていたところでした。ここに今の工場があり、この横に県道があります。今車で来たコースは、この道です。工場から出でこの道を通りここまで来ました。

○鈴木委員

煙突の高さと、ここの関係はどうですか？

○岡谷市土木課（山本課長）

すみません。正確なところは把握していません。こちらから帰りの方向に歩きながら見て頂いて確認して頂くのがよいかと思います。今進んでいる斜め左前方が清掃工場になります。この上の展望台に上がっても煙突が見えるぐらいで、工場全体までは見えないかも知れません。

○亀山委員長

スケート場は公園の外側になるのですか。

○岡谷市土木課（山本課長）

スケート場は公園の外になります。ここにはローラースケート場はあります。

○亀山委員長

公園の方が清掃工場より先なんですよ。

○岡谷市土木課（山本課長）

いえ、後です。

○亀山委員長

そうなんですか。清掃工場はいつですか。

○岡谷市土木課（山本課長）

昭和40年代か、今の清掃工場の前の時がありますので。

○亀山委員長

そうですね。現在の清掃工場は公園より後なのですね。

○岡谷市土木課（山本課長）

そうです。

○鈴木委員

トンネルの残土を入れたのはどの辺りですか。

○岡谷市土木課（山本課長）

残土を入れたのは、この中の、(図面を示して)今このようになっていますが、(スポーツ広場を示して)この辺りです。こちらの山は元々の山です。

岡谷は、当時の首長である林市長が、市内の人々が楽しんで、また、周りの人々も来てもらえるような総合公園を造りたいという強い想いがあったと聞いております。

○事業者（湖周行政事務組合 伊藤）

では、またバスにお乗りください。

(バスで樋沢方面へ移動：車内)

○事務局（環境政策課 清水）

今、地図で言うと現地資料2の④の樋沢地区に向かっています。

○事業者(湖周行政事務組合 伊藤)

資料3がわかりやすいと思います。今も県道檜川岡谷線を通行しております。

この付近一帯、塩嶺王城県立自然公園の指定を受けている地区になっております。これが、一般県道の檜川岡谷線、先ほどの延長になります。もうしばらくすると、先ほど説明しました勝弦峠という峠に差し掛かってきますが、それから先の方が樋沢地区ということで、建設地からおおむね800mぐらいの所に近隣地区という位置づけの樋沢地区がございます。

この左手を入れて行きますと、この塩嶺王城パークラインと称していますが、すぐに岡谷市の最終処分場があります。そんな経過の中で一般的に言う迷惑的な施設が樋沢地区には大分昔からそういう施設があったということです。

このカーブを曲がった先の方が樋沢地区一帯になりますが、集落としては12～13件の集落が形成されておりまして、昔は酪農中心だったのですが、農業を主体とした農業振興地域になっています。両サイド、集落が点在しているわけですが、樋沢地区になります。それからハウス等になりますが、今、地産的なものとして人気があるのはトウモロコシで、樋沢のトウモロコシとして定着してきているところです。

このあたり、12～13件で形成されて樋沢地区ということになりますが、お隣さんも大分遠いところに分散しているわけです。大分高齢化も進んできておりまして、なかなか若い人もいらっしゃらないのですが、農業を主体として生計を立てていらっしゃるという形になります。

この先、このあたりで岡谷市との行政界、次は塩尻市になります。ここは、岡谷市でなく塩尻市に入っていますが、もう少し先でユーターンして引き返したいと思います。

また、ここから岡谷市になり先程来の樋沢地区になります。昔は盛んに酪農をやっていたようですが高齢化と共に人がいなくなって、離農していく中で遊休的な農地も相当出てきているのが現状だそうです。

○佐藤委員

あの水源は使っているのですか。

○岡谷市

はい。

○佐藤委員

あそこで集めた水を上に上げて。

○岡谷市

そうですね。そこは井戸を掘って水を上げて。上げた水は・・・。

ただ、岡谷自体は水道水源が今19水源ありまして、あれがすべてではなく、割合としてはそんなに多くないです。

岡谷の場合は、一つは表流水を使っている水源が1箇所であとは湧水を使っている水源が4箇所では...

○事業者(湖周行政事務組合 伊藤)

また勝弦峠になります。以上が樋沢地区の状況ですが、反対表明という動きの中で、やっこの3

月に事業に協力いただき、今は地元への支援的事業もよろしくということで、キャッチボールをしているという状況でございます。

右手に現清掃工場、新施設の建設地になります。

現在県道を通行しておりますが、もう一つ隣接する市道、岡谷市のパッカー車がルートとして使います。市道1号線になりますがこちらを通行して行きます。

左側が、先程視察をいただいた都市公園「やまびこ公園」、右側が新施設建設地の現在の清掃工場になります。

今、走っているのが市道1号線ということで、規格どおりの道路として整備しているものでございます。

右側、サマーボブスレーの施設ということでこれも公園の一部になりますが、ボブスレーの施設が右側にありまして、あとテニスコートや主に野球やサッカーなどに使う多目的グラウンドが整備されております。

○岡谷市

このグラウンドが、先程、塩嶺トンネルを掘ったときの土を持ってきたという話をしたのがこの右手になります。

○事業者

まもなく左側に諏訪湖も八ヶ岳も遠望できるところになります。そうすると、地理的に傾斜地に位置しているということが御覧いただけるかと思えます。

右側には、雨峯霊園という霊園があります。

○岡谷市

右手に中央道の岡谷ジャンクションです。長野へ向かうルートと名古屋、東京方面との分岐点になります。

○岡谷市

ジャンクションの橋桁の高さは60m、市街地であれだけの高さの高架橋を作ったのは、岡谷が多分初めてです。

○事業者(湖周行政事務組合 伊藤)

大分、下ってきまして岡谷の市街地に近づいてきたわけですが、このあたりが岡谷市のパッカー車の通行ルートということは今後も同じで、このあたりで騒音、振動、大気の調査を計画しています。

ここで平面交差し県道になりますが、今度は相当な交通量を抱えます「主要地方道 下諏訪辰野線」という県道になります。右側に行きますと伊那、辰野方面に向かう幹線道路となっております。右手奥の方は岡谷駅ということで、このあたりが岡谷市の中心と言うことになります。

ここを左折しますが、先ほど通行しました県道檜川岡谷線と言うことで、またこちらの方に来ます

と諏訪市さんのごみ収集車の方はこちらを通るルートとなります。今度はまっすぐ突き抜けて、収集車が通る可能性がある市道を抜けて、市役所に向かおうと思います。

○事務局(環境政策課 清水)

資料2の、水色のラインを走行しております。

○事業者(湖周行政事務組合 伊藤)

この先、だいぶ急なところになりますので、冬季間危険な状況であればまっすぐ行った市道、整備が完成されている規格道路に行くこととなります。

このあたりから道路幅が歩道込みで12mほどの道路が整備されているところがございます。

左手は小学校となっております。このあたりのところで沿線の騒音振動調査を実施する予定となっております。

まもなく、次の信号で国道20号に平面交差いたします。

この交差点より、国道20号線となります。左手に岡谷IC、それから次の信号のあたりから国道20号のバイパス整備が進んでいるところがございます。

ここからまた県道檜川岡谷線を行きまして、市役所に戻ることとなります。この国道20号においては諏訪市さん、それから下諏訪町さんの収集車が走行することとなると想定されます。

この先がだいぶ凍結いたしますので、そういったときには運搬車は迂回して、先ほどの市道を通ることが想定されます。

【昼食休憩】

○事務局(長野県環境部環境政策課 宮坂)

それでは時間となりましたので、午前の現地調査に引き続き、議事を再開したいと思います。
亀山委員長、よろしくお願いいたします。

○亀山委員長

それでは湖周行政事務組合ごみ処理施設建設に係る環境影響評価方法書の概要について、事業者様からご説明いただきます。

○事業者(湖周行政事務組合 伊藤)

方法書の概要につきまして、説明させていただきます。

午前中の視察につきましては大変ありがとうございました。午前と同じようにパワーポイントをご覧いただきながら進めさせていただきます。

今までの事業内容の整理ということで、若干方法書につきましても1~17ページに渡りまして基本的な内容の整理をして評論しておりますので、そのあたりのところを説明させていただきます。

まず事業の内容そのものにつきましては、3番目の処理施設の建設であるということです。可燃ごみの処理を行う施設でありまして、今後焼却施設またはそれに類する施設を建設するという計画になります。

次に場所ですが、午前中に見ていただきましたように現在の岡谷市清掃工場の跡地に建て替えをし、その敷地内に建設していくという形でございます。新たに新設する施設は2市1町の可燃ごみを処理し、規模につきましては今後のごみ排出量集計結果に基づきまして、120t/日の施設という計画、構成としましては、最終決定はしておりませんが24時間×2炉運転で計画しております。稼働目標は平成27年度供用開始予定です。処理方式については現在検討中ということで、早ければ年内中に方向性を固めるということで、事業内容のおおまかな説明ということになります。

続きまして、環境影響評価の項目の選定についてです。方法書の142ページにあります。そこから抜粋したものが関連的に表になっております。

まず大気質につきましては、工事中と存在・供用の両方について評価項目として選定していますが、大きなものは重点化項目として◎をつけております。

騒音・振動につきましては、工事中、供用の両方につきまして標準的な項目という位置づけとしております。それぞれ色々な環境を想定しまして項目を選定しているわけですが、どうしてこういう選定に至ったのかという経緯につきましては、方法書の143～160ページに記述をしております。

この表でも分かりますとおり、ここから抜けているのですが、地盤沈下、それから文化財この2項目につきましては選定をしております。文献等、事前の調査等の理由によるためであります。

続きましては、立地条件等の特徴をまとめさせていただいております。①～⑥になります。

まず1点目ですが、建設地というのは盆地の周りの斜面に立地をしております。中でも谷の地形の部分に位置していることになります。平坦地ではないところということになりまして、地理的には複雑な場所に立地ということになりますので、排ガスの拡散に対する地形によるところの影響を想定していく必要があるだろうということが特徴の1点目になります。

続いて2点目ですが、現在の岡谷市清掃工場の敷地内に建設するため、建設工事の開始から新たな処理施設が稼働するまでの間につきましては、岡谷市の可燃ごみの処理を民間の委託も含めまして、現在の諏訪市の清掃センター、下諏訪町の清掃センターでも処理を行っていく予定であります。

3点目ですが、新施設稼働後は岡谷市内を通行するごみ収集車の台数が増加することになります。岡谷市のごみの搬入を処理している部分と新たに新施設に搬入される諏訪市と下諏訪町のごみの部分によって、岡谷市内に搬入車が増えていくということになります。

4点目といたしましては、現在の岡谷市の清掃工場の解体工事が必要になってくるということですが、必要となる解体工事はどの辺に位置しながら変更していくのか、一体のものとして計画を進めていかななくてはならない、そういったところの環境への影響の部分が4点目になります。

5点目につきましては、都市公園への隣接ということが挙げられます。やまびこ公園ですが、岡谷市民に限らず県民の憩いの場、自然との触れ合いの場として多くの住民の方から利用されている公園であります。新施設工事中、あるいは稼働後のやまびこ公園の利用状況に対する影響も予測、評価していかなければならないと考えております。

最後6点目ですが、やはり現在の施設に建て替えるということになります。施設の規模、稼働時間や内容、敷地立地計画等、現在の位置とは若干変わってくるわけですが、目的としては同じ施設を同じ場所に建設するというところ、このあたりを特徴として捉えております。

続いて、方法書そのものをどのように反映しているかということですが、この部分は工事を受け

持っているコンサルさんから具体的な説明をしていただきますのでよろしく申し上げます。

○コンサルタント（株式会社環境技術センター 味澤）

環境技術センターの味澤と申します。よろしくお願いいいたします。ここからは、私の方から説明させていただきます。

以上の6点のことについて挙げさせていただきましたが、それぞれの特徴を踏まえてどのように方法書に反映させていくのかについてご説明させていただきたいと思っております。

1つ目の地形的特徴についてですが、ここでは方法書第3章の選定の理由 143～144 ページと、調査・予測及び手法の選定の項目のうち、161～169 ページの大気質の部分をお話したいと思っております。

先ほどご覧いただきましたように、建設地が山地の斜面の複雑な地形に位置しています。風の流れや地形の影響を受けると考えられるため、煙突からの跳ね返しの拡散に対しては地形の影響が考えられます。平坦な地形を想定して行うような比較的単純な大気の拡散予測では今回は不十分であると判断しまして、今回の環境影響評価では複雑地形を考慮した具体的な拡散予測を行う計画をしています。具体的には施設内における排ガスの拡散についての、年平均値の計測につきましては、三次元マスコンモデルを用いて風の流れをモデル化しまして、その上で移流パフモデルにて拡散の予測を行う計画としております。

この図は三次元マスコンモデル、移流パフモデルによる大気の拡散シミュレーションのイメージを表しています。まず三次元マスコンモデルについてですが、イメージ図の赤い矢印で示した部分につきましては、風向風速を実測する場所を表しています。この調査地点は地形的要素を加味した上で、今回8ヶ所を選定しております。風向風速の観測については1年間連続して計測する計画としております。これらの実測データをもとに、マス目の風向風速について推定して、風の状況をモデル化するということとなります。この図の中で説明しますと、青い矢印の部分が推計した風向風速であります。このように三次元マスコンモデルで測定した風の状況をもとに、移流パフモデルを用いて煙突からの排ガスが風に乗って拡散していく現象を三次元で再現していきます。この図ではイメージとしまして一平面状のマス目で再現していますが、実際は三次元モデルですので、このマス目が垂直方向に積み重なった形になります。これを用いまして1年間、1時間ごと風向風速それぞれ計算を行いまして、その上で年間の平均値として表現するという形になってまいります。

今回の地上気象の調査地点は図に示しております。緑色の四角が地上気象調査地点になります。まず中央の建設地に1ヶ所置きますが、他には東側に位置する盆地の一番北の端、それから中央部、それから南端に調査地点を設けております。それに加えて中央の塩尻峠、天竜川沿いの丘陵、勝弦峠を越えた樋沢地区、それから塩尻峠を超えた北西側にそれぞれ調査地点を設定しております。この地域の風の状況は右上の図で示してありますが、おおむね北西からの風と南東側からの風が多くなっています。つまり岡谷の市街地から斜面伝いに吹き上げて樋沢地区や塩尻側に吹き下ろす風と、反対に樋沢地区や塩尻側から吹き上げて岡谷の市街地に吹き下ろす風が多いということになります。ひとつ申し訳ございませんが、お示した図の静穏率は2%と書いてありますが、これは0.7%になりますので、訂正させていただきます。それから図の青い○の部分ですが、これは環境大気の調査地点を示しております。計測値で調査を行うと共に、岡谷の市街地に1地点、勝弦峠を超えた樋沢地区に1地点、調査地点を設定しました。樋沢地区の住民の方々の要望を加えて、煙の通り道になると考えられます勝弦峠の北の尾根の部分にも調査地点を設けております。なお、

環境大気の調査は年4回、それぞれ7日間実施する予定であります。

次に2つ目の特徴としてありました建設中のごみの処理に関する影響についてお話しします。ここでお話しするのは方法書の第3章のうち143～146ページ、161～179ページの大気質、騒音、振動の内容になります。

新たな施設建設から稼働するまでの2年間については、岡谷市清掃工場における可燃ごみの処理ができなくなりますので、その間岡谷市の可燃ごみを諏訪市清掃センター、下諏訪町清掃センターなどで行う予定としております。これに伴って、諏訪市清掃センターと下諏訪町の清掃センターに可燃ごみのごみ収集車の搬入数が増加することとなります。搬入ルートによっては、収集車の増加による排気ガスによる大気への影響や騒音振動の影響が予測されます。このため今回の環境影響評価の中では、諏訪市清掃センター周辺と下諏訪町清掃センター周辺における大気質、騒音、振動の影響予測、評価を行う予定であります。

続きましては建設中の岡谷市の可燃ごみの搬出ルートを示しております。岡谷市からのごみ収集車は主に幹線道路を通行しまして、北側と南側のルートを走行して諏訪市と下諏訪町の清掃センターへ搬入される見込みとなっております。これらの走行ルートのうち最も影響が大きいと考えられるのは、やはり諏訪市ではごみ収集車が集中し勾配のきつくなる上り坂の角間新田の周辺、下諏訪町では清掃センターの近くになります国道142号線の東赤砂1丁目周辺に多いと考えられます。図では赤い○で囲った▲印の部分になります。この2ヶ所について大気質、騒音、振動の調査を実施しまして、現状を把握した上でごみ収集車の増加に伴う影響を予測し、評価を行う予定としております。

3つ目ですが、新施設稼働後の岡谷市内を通行するごみ収集車の走行台数が増加することにおける影響についてお話しします。方法書は第3章の143～146ページ、161～179ページにかけての大気質、騒音、振動の内容になります。

新たな施設が建設されまして稼働しますと、諏訪市と下諏訪町の可燃ごみが岡谷市内を通過して新たな施設へ搬入されることとなりますので、岡谷市内のごみ収集車の走行台数が増加することとなります。搬入ルートの影響は排気ガスによる大気質への影響と騒音、振動の影響が測定されることとなります。

建設地周辺の地区に対して方法書素案の説明会を行って、住民の方からごみ収集車の交通量が増えることに対するご心配をいただいておりますので、特に交通手段の増加の影響が出やすいと考えられる場所について現状調査を行って大気質と騒音、振動について予測を行っていく計画としております。その場所についてですが、稼働後のごみ収集車の通行ルートで示しております。図の黒い線で示した部分が搬入ルートになります。諏訪市と下諏訪町から搬入したごみは原則として主要地方道を通行することとして、生活に影響が出ないように計画していくこととしております。図に示したように、主要地方道の岡谷茅野線、下諏訪辰野線、岡谷下諏訪線、檜川岡谷線、国道20号が主なルートになっております。現地調査の予測評価の地点は赤い○で囲みました▲印の場所に設定しております。国道20号の塩嶺病院の周辺に1つ、檜川岡谷線の市営岡谷球場の付近に1つ設けております。市営球場のルートにつきましてはルートの変換のおそれもあり、その場合市道を通って国道20号まで抜けるルートを通行することとなりますので、そこにも調査地点を1か所設定しております。それから主要地方道の下諏訪辰野線に近い市道1号線にも1か所ありますが、現在岡谷市清掃工場の搬入ルートになっております。この地点も調査を行うのですが、地域の方の要望によりこの地域の収集運搬以外のごみ収集車両は通行しないという形になります。

次に4つ目についてですが、新たな施設の設置に当たり、現在の岡谷市清掃工場の解体工事があるということでございます。ここで話しするのは、方法書の143ページと161～169ページにかけての大気質に盛り込んである内容になります。

焼却処理施設の解体につきましては焼却機本体、排ガス処理施設、廃棄処理設備などの解体を行うこととなります。こういった設備にはダイオキシン類などを含んだ煤塵等が付着していますので、そのまま解体するわけにはいかないということになります。ですので、解体はダイオキシン類などの有害物質を洗い流してから、環境中に飛散しないように行う必要が出てまいります。それからアスベストについても、施設内のアスベストを含有した大部分について再確認を行った上で、環境中に飛散しないように解体作業を行う必要が出てきます。

ダイオキシン類について、対策措置方法を明確化して飛散させないということを定性的に予測することとしています。焼却処理施設の解体処理におけるダイオキシン類の対策イメージとして写真でお示ししております。解体工事時の飛散防止対策については、厚生労働省の廃棄物焼却施設内におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱、いわゆる基発第401号というようなマニュアルに基づいて作業を行うことになっております。具体的な例としましては、左上の写真のようにダイオキシン類のある区画をビニールシートなどで密閉養生して中から空気が漏れださないようにします。その上で、中の解体を行う時には左下の写真をご覧くださいように、内部の空気を集蓄機で浄化してから外に排出するという対策になります。それから焼却炉の設備は解体を行う前に除染を行います。作業は右上の写真にありますように、一例ですがゴーグルをつけて建物内に入って除染作業を行うということになります。除染は一般的には水による高圧洗浄を行います。排水や汚泥は回収して産廃とされて排出されて処理されることとなります。このような除染を行った後に資料を分析してダイオキシン類などが除去されていることを確認してから施設の解体が始まるということになります。

方法書ではこういった具体的な飛散防止対策を明確化して、十分な対策が講じられているかということの評価する計画でございます。

それから5つ目としまして、建設に伴う鳥居平やまびこ公園の利用に対する影響についてお話しします。鳥居平やまびこ公園はレクリエーションの場所、自然との触れ合いの場所としての都市公園として親しまれていまして、新たな施設の稼働による影響をできる限り小さくしたいところです。こちらは方法書の第3章の158、206～209ページの触れ合い活動の場の部分に盛り込んでおります。

やまびこ公園の利用に対する影響に関しましては、工事中の資材運搬車両などの関係車両が利用者の車によるアクセスに影響する、つまり渋滞を引き起こす可能性が考えられます。このため工事中の関係車両の種類や交通量、通行時間帯を想定しまして、現地調査による交通量の情報をもとに工事用車両の影響に対する予測を行う予定であります。

また工事中には建設機械の稼働などによる騒音、振動、低周波音が考えられ、また新たな処理施設の稼働後についても、施設からの騒音、振動、低周波音の可能性が考えられますので、これらについて調査、予測評価を行います。

やまびこ公園を利用する上での妨げにならないのかという観点からも予測評価を行う計画で考えております。これが先ほどご覧いただいた公園の様子ですが、今日は平日でしたのであまり人がおりませんでした。休みの日は大勢の方が遊ばれたりして利用されているということです。

最後に6番目といたしまして、現在の岡谷市清掃工場の施設内に建設されるという特徴についてでございます。方法書の第3章の117～120ページ、148ページ、154～157ページ、159～205ページ

ジで悪臭、植物、動物、生態系といった部分の内容になります。

施設の規模や稼働時間、機器設備の内容・平面配置等は現在のものとは変わってきますが、基本的には現在と同じ種類・目的の施設が同じ場所に建設されるということになりますので、何も無い所へ施設を建設する場合と比べまして、新たな環境影響が生じるということは少ないと考えております。

文化財と地盤沈下については、環境影響評価項目には設定しませんでした。

文化財については方法書の 117～120 ページに示しておりますが、周辺には埋蔵文化財や史跡がございます。埋蔵文化財や史跡については新施設工事中、稼働後についても影響を及ぼすと考えられます要因はないと考えております。

それから地盤沈下についてですが、現状も清掃工場がありますが、何の問題も起きていないこと、新たな処理施設でも地下水の汲み上げは行わないことから影響はないものと考えておまして、項目には選定しませんでした。

その他、悪臭や動物、植物、生態系などについても現施設と比較しましても影響の程度は大きく変化しないと考えられるのですが、現施設についてもこういった項目は問題が顕在化しておりません。ただ、現状で影響がないと言い切ることができないということや、より環境への影響が少ない施設を目指すという観点からしますと、環境影響評価項目として選定したということでもあります。

こちらは植物および動物についての調査範囲を示しております。植物、動物については敷地境界から 200m の範囲で調査範囲として設定しております。

植物については、夜間の場内照明による影響を調査内容として設定しています。それから動物については、工事中や稼働後の騒音・振動による影響と、夜間の場内照明による影響の両方を想定しております。ご覧いただきましたように、建設地の敷地は谷の地形に位置しておまして、周囲ほとんどが尾根に囲まれる状態となっております。騒音・振動ですとか、夜間の場内照明の影響は周囲の尾根の内側にとどまり、外へ影響することはないだろうと考えております。ですので、敷地境界から 200m を調査範囲としますと、その影響範囲はおおむねカバーすることができるだろうと考えております。

それから最後になりますが、こちらは動物のうち、ワシタカ、フクロウについての調査範囲を示しております。物件調査や聞き取りによりまして、絶滅種のワシタカ類、それからフクロウ類が生息している可能性があると考えられています。これらの鳥類は絶滅の恐れがある種類も含まれていますし、生態系の頂点ということも考えますと重要であると考えられますので、調査範囲を半径 1 km に広げて調査を行う計画であります。

以上が方法書の内容の説明となります。特徴的なことをかいつまんで説明させていただきましたが、詳しい中身については方法書をご覧いただきたいと思っております。ありがとうございます。

○亀山委員長

ありがとうございました。

それでは今の御説明についてご意見ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○片谷委員

片谷でございます。大気に関わる話が非常に多いので、立場上申し上げます。

まず一定の大きさの地形を考慮して、マスコンモデルを使われていることについては、これは大

変良いご判断だと思えます。このことについて少し確認をさせていただきます。

気象観測を8地点されておりますが、そのエリアの中に自動車排出ガス測定局が1局ございます。そこには風向風速計が確かあったかと思うのですが、そのデータが参考になると思えますので見ていただきたいということです。

それから気象観測地点の選定地点を見てみまして、妥当だろうという風に感じました。

それから1時間値の予測は、プルーム・パフモデルに環境影響を考慮したものが使われるとされておりますが、マスコンの計算は風向風速の代表的なパターンに対して行って、それを1年分に流用するという計画でしょうか。であれば1時間値の予測にそれが使えるのではないかと思うのですが。あえて1時間値の大気予測をプルーム・パフで別にやられることの意味を少しお尋ねしたいということです。

まとめて全部お尋ねしてしまいますが、自動車の交通量が変わるということをごさいますて、工事中にごみ運搬車両の影響を予測しないとならないというかなり特殊なケースなのですが、これについてルートは既に確定しているという理解でよろしいのかということと、大気と騒音振動という風におっしゃっていましたが、全部異なるものであるならばいいのですけれども、もしそうでない場合は歩行者の安全等の配慮が必要かと思うのですけれども、それは考慮されているのかどうか、ということです。

とりあえず今日の時点で確認したいことは以上です。

○コンサルタント（株式会社環境技術センター 味澤）

ありがとうございました。まず自排局については参考にさせていただきたいと思えます。

それから一時間値の予測について、気象について想定するという話についてなのですが、これは私ども、今まで想定しておりませんでした。考え方も含めてまた次回ご返事差し上げたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

それから運搬ルートについては、細かい部分では確定しておりませんが、現状で調査地点を設定した部分は確実に通ることになっております。ですので、そういった箇所に調査地点を設定したということをごさいます。それから、歩行者の安全についての検討なのですが、これは今のところ考慮されておりませんでした。ですので、この点についての考え方についてはまた次回お答えさせていただければと思えます。

○片谷委員

ありがとうございました。それではまた次回お答えいただければと思えます。

ひとつ忘れておりました。この地域の代表的な風系ということで諏訪の地方気象台のデータをお示しになっておりますが、今日皆様現場に行かれてお分かりかと思えますが、樋沢地区というのは松本盆地側なのですね。ですので、諏訪の気象台のデータより松本盆地側の地象の方が、少なくとも樋沢地区については代表性があると推定されますので、サンプルデータとしては準備書の段階では載せていただきたいと思えます。それを考慮したからと言って予測評価の結果に大きな影響があるとは思いませんし、現地で測られるので問題はないのですが、地域概況としては稜線より向こう側ですので、やはり向こう側の気象データというのは示しておいた方が適切ではないかという意味でございます。

○亀山委員長

その他どうでしょうか。はい。

○塩田委員

塩田です。ごみ収集車の増加についてかなり神経を使いながら調査予測を行っていることについては敬意を表するのですが、基本的な考えとして、稼働が平成27年として、今年が23年度ですから、24～27年と4年あります。このごみ収集車を発注するときに従来のごみ収集車を発注するののか。電気自動車があります。今や電気自動車に移りつつある中で、騒音とか自動車の排気ガス、そのようなものについては影響を無くせると思いますが。そういったところを考慮するのでしょうか。従来のごみ収集車を発注するののか、4年後にそういった自動車ができるのかを含めて調査をして、これは4年後には難しそうだと、だから今までの延長線で行くと、あるいはそのあとそういったものが出てきたときには変えてくと言った基本的なベースがあれば予測調査の仕方が変わってくるのではないかという気がするのですが、自動車業界の動きについては最初の計画段階で考慮されてきたのか教えていただければと思います。

○コンサルタント（株式会社環境技術センター 味沢）

ただ今のお話ですけれども、今のところ現状あるいは将来について、ごみ収集車が電気自動車等になるという想定はしておりませんでした。ですので、ご意見をいただいて参考にさせていただきまして、また次回その辺の考え方をお示ししたいと思います。よろしいでしょうか。

○塩田委員

よろしく願いいたします。

○亀山委員長

はい、梅崎委員

○梅崎委員

梅崎です。ごみ収集車についての騒音振動ですが、焼却した後の埋立物の搬出について、現在はどこに持って行っているかということ、それとごみ収集車よりも搬出するトラックの方が大きくなると思うのですが、その騒音振動について、そのルートとそれに対する環境影響評価が大事なことかと思うのですが、その点についてどうでしょうか。

○事業者（湖周行政事務組合 伊藤）

組合事務局の伊藤でございます。

灰等の処分についての場所ですが、組合施設としての灰等最終処分場の計画につきましては諏訪地域内というところまで現在決まっているという部分です。どこだという特定の部分については現在検討を進めている段階です。大丈夫かというところまで踏み込みますと稼働までには、最終処分場の場所等についてはこれからなのですが、そういった具体的なことについてはこれからとしながらも、稼働までには最終処分場を、自前のものを作っていくという計画を持ち、その体制で進めていく計画となっております。

環境保全等における部分についての見解については業者さんの方からご説明いただきたいと思っています。

○コンサルタント（株式会社環境技術センター 味沢）

搬送車両等のことのお答えについてなのですが、今回この方法書には、ご覧のようにその部分についての予測評価は盛ってございません。それにつきましても発生する車両の台数の問題がございまして、考慮するに値する台数になるかどうか、こちらも含めまして次回お答えさせていただきます。

○梅崎委員

それは検討し、評価の対象としていただくということによろしいですか。

○コンサルタント（株式会社環境技術センター 味澤）

評価の対象にするかどうかにつきまして、基となるデータをまとめましてお示ししたいと思いますが、いかがでしょうか。

○梅崎委員

了解しました。

関連して、今日現地を視察させていただきましたけれども、公園に向かう坂道に入ってきたところで路面の状況が少し悪かったような気がします。騒音振動には路面の平坦性が一番関係すると思いますから、特に隣接する公園等への影響については、路面の状況を踏まえて調査をしていただければと思います。

○亀山委員長

はい、花里委員。

○花里委員

花里です。今回の施設は、今までと違って近くに諏訪湖という湖があるのが特徴だと思います。湖というのは、水がよどんでいるところですから、そこに色々な物質が入ってくると溜まるわけです。特に生物濃縮と言われているのですが、生物の体の中に溜まりやすいものが食物連鎖を介して、食物連鎖の高位の生き物に高濃度に溜まって問題が起きるということがあります。そういったことは色々な湖で見られています。そういう点では今回のことで、大気質について諏訪湖への影響というのを評価する必要があると考えるわけです。

少し見ると、観測地点は湖畔の諏訪湖に近いところに置いてあるのですが、もともと発生源が高いところにあるものですから、諏訪湖の湖畔あたりにはあまり影響がないかもしれない。むしろ、諏訪湖に下りてきて湖の中に入っていき可能性があるのではないかということなので、なにか諏訪湖への負荷を評価できるようなことをする必要があるのではないか。例えば湖芯にブイか何かを浮かべて降下物を集めるとかそういったことが必要ではないか。特に生物濃縮しやすいものはダイオキシンとか重金属とかそういったものなので、特に解体時に問題が起きる可能性が高いのかもしれませんが、解体時、稼働時においても諏訪湖への影響を評価することを考えていく必要があるのでは

はないかと思ひます。特に諏訪湖の場合は漁業というものがかなり活発に行われておりますので。

○コンサルタント（株式会社環境技術センター 味澤）

ありがとうございました。

諏訪湖への影響についても、考え方も含めまして次回お示ししたいと思います。

○亀山委員長

よろしいでしょうか。どうぞ。

○野見山委員

野見山です。既にごみ収集車や工事車両の騒音振動についてお話があり、更になって申し訳ないところなのですが、方法書 131 ページにおいて、既に環境基準を 6 か所中 3 か所超えていて、今回のルートのところも 1 か所入っているのではないかと思ひます。ですので、先ほどこのルートは決定しているのかを含めて、あるいは時間帯、いわゆるどの時間帯に交通量が多いか、少ないのか、また少ない時間にごみ収集車や工事車両を走らせて更に悪くすることを防げるのといったことのシミュレーションを少しご検討いただけないでしょうか。

○コンサルタント（株式会社環境技術センター 味澤）

お話をいただきました。それについても考え方をまとめさせていただきます。

○亀山委員長

よろしいでしょうか。はい、鈴木委員。

○鈴木委員

鈴木です。さきほども複雑な地形というお話をされておりましたが、諏訪湖というものもありますし特殊ですね。冬になりますと結氷しなければ湖の方が温かいので対流が起こることが考えられますが、結氷すると逆に放射冷却が起こって接地逆転層が起こることが考えられます。そうなると上層気象の観測は 1 回だけということですが、結氷するとしないとでは全く違う風景になりますのでぜひお願いします。

さらにこれだと、ごみ処理施設のところの上空だけを測ることとなります。こちらは湖から 200m 以上高くなっている場所ですので、今言った接地逆転層の問題は測れないのではないかと思ひます。

ですからもし可能でしたら、もう少し低いところで上空を測られた方が今言った現象は測れるのではないかと。結氷することが最近はあまりないので難しいかもしれませんが、結氷するとしないとでは完全に違うということをご考慮いただいて、観測いただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○コンサルタント（株式会社環境技術センター 味澤）

ありがとうございました。検討させていただきます。

○塩田委員

塩田です。生活道路をできる限り走行しないというように書いてありますが、できる限りなので、100%そこを通らないということではないわけですね。何らかの時に通ることもあるかと思います。その何らかのアクシデントが発生することを前提にして、どのようにしたらよいかという心構えだけはきちんと考えられた方がよいのではないかなと思っております。地震等の時のように想定外だったと言わないように、また先ほど時間帯等によっては自動車が集中してしまう可能性があるのも、その時に違うルートに廻ってしまうことも考えられないことはないのも、できるだけ地域の方たちに安心安全を考えられるような形で、そういったことがあっても早急に保全対策が取れるようなこともあらかじめ考えておいた方がよいかと思うのですが、いかがでしょうか。

○事業者（湖周行政事務組合 伊藤）

収集ルートから生活道路を極力避けるというのは、今現在は当然収集ルートに生活道路は入っておりますし、ごみ収集してくる岡谷市のルートとしては入っているわけです。

生活道路への侵入というものを極力避けるというのはあくまでも諏訪市さん、下諏訪町さん、それらから収集をしなければならないものについては当然入っていくのですが、そういった今まで以上の部分に対する配慮については注意していきたいところなのですが、そうは言うものの、冬場あるいは渋滞等によるところに業者の勝手な行動による危険サイドの予測、まさしく入り込んだというようなことが生活道路にあったということは、やはり今後の予測の中では、MAXのところを危険サイドにおくことを、予測を含めた検討をしながら評価につなげていきたいと考えております。

またその決定の仕方その他については、最大の努力をする中で諏訪市、下諏訪町さんの収集ルートについては決められた一定のルートの通行をいかに徹底していくかということが我々の責務ではないかと考えております。それをしても予測をしがたいところへの流入があるということは想定しながら進めていきたいと考えていきたいところです。

○塩田委員

1つ確認だけ。

今の工場までの道がありますが、そこにおいて想定外の走行というものは今までありませんでしたか。例えば、極端な言い方をするとごみ収集車が事故を起こすと言ったことはこの二十数年の間にはなかったのでしょうか。

○事業者（湖周行政事務組合 伊藤）

当然収集業者というのは毎年同じ業者ではなく変わっていくことも考えますし、ある程度継続的に契約いただいていることが現状です。これは諏訪市さんや下諏訪町さんも同じ状況かと思えます。ただ、その業者間でのそれぞれの差がありまして、モラルの問題もあるかと思えますが、例えば工事中の場合の迂回ルートの取り方。県道や国道においてもそういったことが考えられるわけで、渋滞回避のため迂回ルートがたまたま生活道路だったということも長い年月の中では当然あったかと思えます。ただそれによる具体的な事故事例というものは聞いておらないわけでございますけれども、物損等の事故は多少なりともあったかと思えますがそれは通行ルート上のことではないかと思えます。

やはりモラルとか業者間の意識の違いとかはあるものですから、我々の要求するレベルは高いところで、高い意識を持って、ということが指導する我々の責任かと思っております。

○亀山委員長

今質問されたことについては事実関係ですから、お知らせいただいて、こんなことがあったということでお答えいただいた方が良いと思いますので、次回お答えいただければと思います。

○事業者（湖周行政事務組合 伊藤）

はい、承知しました。

○塩田委員

環境影響評価というものは、安全・安心といったより大きなものの上に存在する気がします。安全・安心が抜けた環境影響評価というものは存在しないのではという基本的なことがあるので、その部分の記述はないにせよ、そのような基本的理念は方法書の中に入っていることが見えていればと思います。今、ここに書かれている環境影響評価項目について影響予測・評価をしっかりとすることによって、先程から説明している内容について調査を実施すれば、それなりの結果になるかと思っています。

○大塚委員

大塚です。方法書の審議についてのスケジュールについてお聞きしたいのですが、これは後で説明があるかとは思いますが、参考までに。今日のところは時間的に事業概要の説明をいただいて、若干の質問程度かなという風に感じているのですが、方法書の審議は何回程度お考えなのかということ、これは事業者にお聞きしたいのですが、この地域が塩嶺王城県立公園になっておりまして、これについては次回でもいいのですが、範囲が分かるような図面をいただければと思います。もしお分かりになれば、今回の建設地が公園の中なのか外なのかお話をいただければと思います。

○事務局（環境政策課 清水）

技術委員会の今後のスケジュールですが、本方法書に関するものについては、今回と11月18日、12月14日になり、今後はあと2回です。

○亀山委員長

塩嶺王城県立公園についてお願いします。

○コンサルタント（株式会社環境技術センター 味澤）

県立公園のお話ですが、方法書の75Pを御覧頂きたいと思います。こちらに、白黒で申し訳ありませんが、八ヶ岳中信高原国定公園と塩嶺王城県立公園、それから対象事業実施区域の位置を示してございます。御覧の通り、塩嶺王城県立公園の中に位置しているということでございます。

○大塚委員

ありがとうございました。

○亀山委員長

佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員

佐藤です。3つほど質問がございます。

1つは大気の測定場所ですけれども、塩尻市の勝弦とか、辰野町あたりの測定点もあつた方がよいのかなと。事業地は異なりますが、大気は動きますので、となりの市町村への配慮もあつた方がよいのかなと思います。可能ならばでいいのですけど。

もう1つですが、分水嶺に近いですね。分水嶺はご存じのようにどちらに流れるか分からないですし、湖側へ流れるものもありますし、逆に違う方もありますので、影響がかなり複雑になる場所であり、日本一、分水嶺が混んだところでもあると思います。そういうこともありまして、形態だとか地形のみならず、生物多様性の見地からいっても非常にユニークな場所と思います。それから、たぶん海から最も遠い場所がちょうどこの辺りになる可能性があります。ということを配慮して、内陸性の要素も効いていますので、この辺りの地域の特性を生態系として特徴を位置づけるのも大切なことかなと思います。

○亀山委員長

すみません。もう少し具体的におっしゃって頂けると有り難いですが。

○佐藤委員

はい。まず、大気の測定点を塩尻と辰野でもあつた方がいいということです。

それからもう1つは分水嶺なので、水脈がどちらに流れていくかということです。

それと分水嶺に応じて植生がどう違うかとか、生物層ですが、その辺のデータが少しあつた方がよいのではということです。

○コンサルタント（株式会社環境技術センター 味澤）

はい、ありがとうございました。

方法書の中に、その辺をどう盛り込めるか、検討して次回お示ししたいと思います。

○亀山委員長

では、そのようにお願いします。

○小澤委員

小澤でございます。今日の午前中に現地を見せていただきまして、いただいた地図を含めて少し質問したいと思います。

特に大気ですが、煙突から出て煙がたなびいていくということで、夏は南東の風が多くなることを考えて、峠の向こう側へ流れていく可能性があるということだと思っておりますが、先程佐藤委員さんもおっしゃられた事に関連するのですが、岡谷の市町村界を越えて塩尻側に高原の別荘地があり、地図上では家並みが結構あるように見えるのですが、このところは考慮の対象として必要のないところなのかお聞きしたいのですが。

○亀山委員長

いかがですか。

○コンサルタント（株式会社環境技術センター 味澤）

ありがとうございます。

峠の向こうの山の塩尻の別荘地についてですが、ここを対象としないということではございません。計画上、大気の現地調査地点、現況を把握するための現地調査地点や風向風速を図るための基礎調査地点は設置しておりませんが、3次元のマスコモデル、それから移流パフモデルによりまして、その辺は一带、立体的に予測評価を行うことにしておりますので、そういったところの影響も考慮はしてまいります。

○小澤委員

その点で具体的に、高原別荘地の利用状況はどうなっているのでしょうか。例えば、夏の期間とかは利用されているのでしょうか。その点分からないものですからお聞きしたいのですが。

○事業者（湖周行政事務組合 伊藤）

伊藤でございます。状況等については調べた上で次回お示ししたいと思います。定住の方もおられると言うような話も伺っておりますが、状況等についてはそのようにさせていただきたいと思っております。

○小澤委員

分かりました。宜しくお願いします。

○亀山委員長

その他に。はい。

○鈴木委員

今、大気の流れで塩尻と辰野の話が出ましたので。

実は前から気になっていたのですが、諏訪の方は考えなくてよろしいのでしょうかということですが。これは湖周行政組合ということですし、諏訪市も組合に入っているのですが、夏は今の説明のように塩尻と辰野の方への影響ということですが、冬は明らかに北西の風になると、諏訪湖に向かう空気は何の抵抗もないものですから、諏訪の街に直接的な影響が来る気がするのですが、そちらまで考えなくてもよろしいのでしょうか。

○コンサルタント（株式会社環境技術センター 味澤）

ありがとうございました。

今回の場合ですと、お尋ねの件につきましては地図の中でお示ししている半径4kmの円、この中を対象にして、予測をしていこうと思っております。一般論で言いますと、北西側の標高のより高い地域に最大着地濃度が出やすい状況があると言われております。

それに対して諏訪方面ですが、標高が低いこともありまして、着地濃度は低くなるであろうとい

う予想はありますが、その辺も検討致しまして、次回お示ししたいと思います。

○亀山委員長

その他、何かございますか。

それでは、時間もあまりない様ですので、本日の質問等はこの辺にさせていただきたいと思えます。議事の1についてはここまでとします。

それでは、10分間ほど休憩をはさみまして2時15分から再開させていただきます。

5 議事（2）

○亀山委員長

それでは議事（2）ですが、長野広域連合A焼却施設建設事業に係る環境影響評価準備書についてです。

前回の会議の開催状況と、当準備書の会議資料につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（環境政策課 清水）

事務局の清水です。前回の会議は9月13日に第1回技術委員会として開催させていただきました、長野保健福祉事務所の会議室で行いました。その際、事業概要と準備書の内容につきまして事業者よりご説明いただき、質疑応答を行いました。

本日も前回に引き続きまして、準備書に関する審議をお願いしたいところでございます。

当準備書の資料として、右上に長野Aと表示されました資料1から4まで配布させていただいております。

資料1として、「第1回技術委員会意見等集約表」でございます。前回会議での委員の皆様からの意見等とそれに対する事業者の説明要旨をまとめたものでございます。

次に、資料2として、「技術委員からの追加意見等及び事業者の見解」でございます。こちらは前回会議の資料（5）として富樫委員よりいただいたご意見並びに前回会議以降、委員から提出いただいたご意見の内容をまとめたものと、事業者の見解をまとめたものでございます。

次に、資料3として、「環境影響評価準備書への意見及び事業者の見解」でございます。こちらは条例の規定に基づいて提出された環境の保全の見地からのご意見の内容と、事業者の見解をまとめたものでございます。

最後に、資料4でございますが、「県関係機関からの質問等及び事業者の回答」でございます。県の関係機関から提出された質問・意見の内容と、事業者の回答をまとめたものでございます。

事務局からは以上でございます。

○亀山委員長

ありがとうございました。それではまず資料1, 2につきまして事業者から説明をお願いいたします。

○事業者（長野広域連合 桑原）

長野広域連合の桑原と申します。それでは、長野広域連合A焼却施設建設事業に係る準備書審査ということで、資料1及び資料2につきまして、ご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

「資料1」につきましては、第1回技術委員会の発言内容を長野県の事務局でまとめた資料ですので、第1回技術委員会において説明が不足しておりました事項につきまして、補足の説明をさせていただきます。

最初に、1ページ3番をご覧ください。亀山委員長、片谷委員様より頂きましたご意見として、「予測評価の信頼性の確保について」ですが、今後作成します評価書において、丁寧な説明になるように対応してまいります。

続きまして、3ページの12番、大塚委員様よりいただきました2つ目の事項としまして「樹木活力度、調査結果の欠落」についてですが、お手元に配布しました、「資料1の12番関連資料」として、植物に関する活力度の調査結果を配布させていただきましたのでご覧ください。

5ページの18番 亀山委員長様より頂きました「灰溶融炉を含めた焼却施設の稼働電力と発電量」につきましては同様に「資料1の18番関連資料」として「温室効果ガス等に関する焼却施設電力の設定」をご覧くださいと思います。なお、説明につきましては、省かせていただきます。

続きまして、「資料2 技術委員の皆様からの追加意見等及び事業者の見解」を説明させていただきます。なお、準備書における誤った記載などのご指摘事項につきましては、事業者の見解として示しておりますとおり、評価書において修正をさせていただきますので、説明は省かせていただきます。

最初に、1ページ目の1の塩田委員様からのご意見の2つ目の事項として、「寄与レベル予測結果の振動レベルコンターは、どのコンピューターシミュレーションソフトを利用しているのか、またコンターが同心円になるのは考えられない。」についてですが、振動予測の計算は、マイクロソフト社製のエクセル2003を用いて振動の距離減衰式により行いました。その結果を、図化ソフトグラフRで等振動線図を作成しました。

予測条件の内部減衰計数は、一律に未固結地盤の0.01を設定し、幾つかの振動源が同時稼働する条件のもとに算出しております。建設工事時は、建設機械のバックホウ等の最も大きい振動レベルの影響を受けたため、同心円状に近いものとなっております。施設の稼働時も同様です。

同じく塩田委員様の4つ目のご意見として、「騒音・振動および低周波音の予測結果が小数点表示になっている。危険側の表記であれば、小数点を切り上げる表現の方が良いのではないか」についてですが、今回の予測結果として、事業実施による増加量が1未満の場合が多く、その僅かな差を示す意図で、小数点以下ひと桁の数値まで示させていただきました。また評価書においては、予測値の桁数の表記については危険側の予測を考慮する観点から、小数点以下一桁を切り上げた整数表記に修正をさせていただきます。

続いて2ページ2番、富樫委員様からの「地下水位のかたむき、地下水の流れ方向」に対しますご意見につきましては、建設候補地とその周辺で行いました地下水位の観測結果を再確認しましたところ、地下水の流向はご指摘のとおり、犀川堤防から市街地への流向南から北方向と、犀川の流下方向西から東方向と想定することができました。訂正するとともに地下水の流向については、評価書において図化をして記載させていただきます。

3番、同じく富樫委員様よりいただきました「掘削工事中の揚水井戸設置に係る、揚水井戸の設置本数とその予測」についてのご意見ですが、こちらにつきましては詳細設計が決まった段階において

再度影響の予測を行い、検証を行わせていただきます。

4番、「流動化物を採取しない揚水方法の具体的な例示」につきましても、先ほどの見解と同様に、詳細設計が決まった段階で、揚水量、帯水層の土砂粒経等に応じた粒度のフィルターを選定し、流動化物の採取の防止に努めさせていただきます。

5番、佐藤委員様からの「植物の分布の整理法として、北方系、南方系等の提案」についてですが、今回のA焼却施設の環境影響評価での植物調査は、建設候補地及びその周辺に生育する植物の概要を把握する目的で実施したもので、地域の特性を整理するものでないことから、ご指摘の南方性等の分布につきましては省略をさせていただきました。

以上、資料2の説明をさせていただきました。

○亀山委員長

ありがとうございました。

今、ご説明いただいた部分と、あまりご説明いただかなかった部分もあるのですが、何かよろしいでしょうか。

○塩田委員

振動予測結果が、同心円になっているのは、一律条件にしたことによるものと考えられるが、今建築場所の地盤は粘土質、同じ地盤ですか。土質性状は、教科書に示されている土質性状をそのまま入れて計算しているのでは、現実には川があるのではないですか。川のところには粘土質と腐葉土質に分かれるのでは。

○コンサルタント（株式会社エイト日本技術開発 大谷）

ご指摘のとおり、川の南側の部分、犀川の堤防を含めてそちらから南側の部分については、異なる可能性はあります。ただ、準備書の479ページをご覧くださいと思うのですが、こちら非常に細かい図で申し訳ないのですが、堤内地側のボーリングの結果を並べてお示ししております。こちらの方の表層の部分は主にシルト、砂礫等になっておりますので、市街地側の予測値についてはこちらの減衰定数でよろしいのではないかと選定しております。

○塩田委員

市街地はいいと思います。ただ表示の時に川のところは書かない方がいいのではないかと思います。

○コンサルタント（株式会社エイト日本技術開発 大谷）

ご指摘の意図は了解いたしました。表現をどのようにしたら適切か検討したいと思います。

○塩田委員

もう一つ確認でお聞きしたいのですが、これまで予測計算したものを検証したことがありますか。このくらいの数値になると表示しておりますが、そこへ行って振動測定器を置いて測ったら予測値通りになったかということは検証したことはございますか。

○コンサルタント（株式会社エイト日本技術開発 大谷）

今回の事例ということでしょうか。

○塩田委員

今までの経験の中で。

○コンサルタント（株式会社エイト日本技術開発 大谷）

事後調査をアセスメントの手続の中では別の事例の中で行ったことで、予測値と実際の値の比較を行ったことはあります。ただなかなか合わないのが実際ということでございまして。

実際は予測値よりも測定値の方が小さくなる傾向であることは確認しております。

○塩田委員

それでは安全側に入ってきているということ。

○コンサルタント（株式会社エイト日本技術開発 大谷）

そういうことで考えております。

○塩田委員

ありがとうございます。確認でございました。

○亀山委員長

この他、よろしいでしょうか。

○富樫委員

富樫です。先ほどご説明いただきましたけれども、まず資料2の2ページ目の3番目でなりますが、地下水位低下工法を採用することまでは分かるのですが、詳細設計が決まった段階において予測を行いますということですが、例えば準備書の485ページの図4-7-9にもありますように、既にイメージとしてこれだけの掘削を行う場合に、300mmの井戸を1断面だけで2本掘削をして揚水をさせることになっているわけですし、また詳細設計が決まった段階で更に詳しく検証していただくのは必要だと思いますけれども、現時点で想定して、このくらいの揚水を行ってこのくらいの影響があるであろうということは、今の時点で示していただいて、いろいろ障害等起こらないために環境影響評価を行うわけですので、そのところは詳細設計を待たずにやっていただければと思っております。

それと合わせてですけれども、今回の準備書の475ページに地下水の利用状況として、周辺の井戸の利用状況について若干記載があるのですが、どのくらいの距離にどのくらいの井戸が実際にあって使われているのかというデータがないですね。そこが欠けておりまして、影響圏との兼ね合いもありますので、周辺の井戸がどういう動向をしているのか、この辺の基本的なデータを示していただきたいです。

○亀山委員長

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○事業者（長野広域連合 桑原）

今回の地下水調査、475 ページについてご指摘を受けたものだと思います。

まず今回この地下水調査をするにあたりまして、473 ページの水象の調査をするにあたりまして、3)調査地点、(1)水象(地下水井)調査区域及び調査地点ということで影響範囲半径500mを想定した中で、その範囲内の用水を利用されているご家庭に聞き取り調査を行いました。その中で実際に使われている方はSt.2の工場のみだったのですが、その他St.1.3.4は水位を観測できる井戸ということで、この4か所の調査をしたものです。

この500mの範囲におきましては、この他に住宅地はあるのですが新興住宅地ということで井戸を使用されているお宅は確認することはできませんでした。

○富樫委員

そうすると、475 ページ5行目に、井水を利用している民家はすべて水中ポンプにより揚水しているため、水位調査は困難ということで記載されているのですが、実際民家で利用している井戸はあるということだけでもポンプ揚水のため水位調査が困難だったためデータがないというような記述のように取ることができましたけれども、そういうことではないということでしょうか。

○事業者（長野広域連合 桑原）

すみません、訂正させていただきます。

実際に調査をした中で、水利用をされた方はございました。ただ473 ページに示しますこちらの地点でのみ水位を確認することができたというもので、井戸そのものを利用されているかたは実際におります。

○富樫委員

そのデータが必要だと思いますよね。そのくらいの距離に、使われている方がどのくらいいらっしゃるのかということが大事なところだと思いますので、そのデータが抜けているのは困る、ということです。

○事業者（長野広域連合 桑原）

聞き取り調査をした中で、範囲内の利用状況を確認しております。

そちらにつきましては評価書において、水位は観測できないが井戸の利用状況を確認した地図を添付いたします。

○亀山委員長

水位は確認しようがないのですか。

○事業者（長野広域連合 桑原）

そうですね、実は堀井戸を持っているお宅は何件かございました。ただ当時の堀井戸の水位は枯れてしまっており、そこをさらにパイプをつけて、地上部に揚水ポンプを設置して使用しているお宅が多いです。そういったポンプは構造上ポンプを外すことはできないため、水位を図ることはできませんでした。

○亀山委員長

そういった状況は分かりますので、そのデータはまた示していただけるということによろしいですか。

○事業者（長野広域連合 桑原）

はい。ヒアリング調査を行いました利用状況につきましては、地図で示したいと思います。

○富樫委員

評価書の地点で示しますではなくて、せっかく準備書の内容について見ているわけですので、今の地点で次回に示していただければと思いますし、その前段でお話ししました予測についても詳細設計を待つというよりは、今のイメージで、現段階の計画でそれに近いもので予測をしていただけることにした方がよいと思います。

○事業者（長野広域連合 桑原）

それではヒアリング調査で把握しました利用者の地図につきましては、次回の技術委員会で示させていただきます。

○亀山委員長

よろしいでしょうか。その他ございますか。

○片谷委員

片谷でございます。

今の富樫委員のお話に類似する点があるのですが、評価書においてご対応いただくというお話はもちろん大事なのですが、評価書はこの分厚い本が印刷製本されて出てきてから直すわけにもいきませんし、その段階では我々が審査する機会もないので、できるだけ前倒しをしてこの準備書の補足資料のような形で、修正した内容あるいは追加データをお示ししていただきたい。これを最終的には評価書のなかに盛り込んで、最終案とするというような対応を時間的に可能な限りは取っていただきたいというのが強い要望ということで受け取っていただきたいということです。今の制度では評価書が出た後に審査する機会がないので、記載の変更もしくはデータの追加等の数値は可能な限りこの準備書を審査しているうちに出していただきたいという主旨です。

前回も評価書までにまとめていただきたいという要旨のまとめになっているのですが、これは最後に評価書が印刷製本されて出てくるまでにやればよいという意味ではないので、よりよいアセスメントと言いますか、精度の高いアセスメントになるように事業者としてのご対応をお願いしたいという主旨でございます。

○亀山委員長

この場で議論されたり質疑があったりするものについては、一通りこの場で全部きちんと対応しておいて、最後の評価書はその結果が評価整理されたものにしていないと、評価する側に立ってまだみなさんに見ていただかなければならない状況というのはまずいかと思いますので、今言われたことに

ついてしっかりとお願いします。

それから以前にもあったのですが、評価書の前の段階でまだご回答いただかなければならないことについて個別にいただいたこともありましたので、それも含めて最終的に評価書の前の段階できちんとけりがつくと言いますが、終わりと言えるような状態にさせていただくことがベストかと思えます。

よろしいでしょうか。はいどうぞ。

○事業者（長野広域連合 土屋）

ご指摘のとおりでございます。私も決して評価書で改めるということで表記したものではありません。そういった意味ではご説明が不足しておりまして誠に申し訳ございません。いただいたご意見については第3回の委員会できちんとご説明をさせていただきまして、ご審議いただいた上で最終的に評価書に取りまとめて進めてまいりたいと思っておりますので、何分よろしく願いいたします。

○亀山委員長

その他、何かございますか。

○片谷委員

今の件にかかわることですので、資料3のところでも申し上げるべきことでございますけれども、関連することですのでご発言をさせていただきます。

評価書において対応しますということだけではなく、全体として少し説明等の丁寧さに欠けるといふ点を危惧しておりまして、資料3をご覧くださいと、例えば1ページの事故に対する対応を要望される住民の方のご意見があるのですけれども、最初の見解の最初のセンテンスが環境影響評価の対象ではないと考えますという風に言い切っておられて、そのあとに事故防止対策は十分やりますと言ったご説明があります。

確かに現行の法や条例の上では、事故に関することは評価の対象にはなっていないので事実なのですが、ただ法令条例に書いてないからといってやらなくてもいい、やってはいけないと決められているわけではないわけで、先ほど申し上げた、よりレベルの高いアセスメントという観点からすれば、考慮できることはなるべく考慮するという姿勢は持っていただく必要があるということですが、

影響評価の対象ではないことは事実ではありますが、先に説明することは事故対策をきちんとしているということであって、なお環境影響評価の対象には含まれていない項目ということをおっしゃっていただくことはいいのですけれども、せっかく住民の方がご指摘、懸念をされているわけですから、突っぱねることではなくてより前向きな回答をしていくことをしていただきたい。

これは準備書、評価書全体にかかわることですので、ぜひ先に申しあげておきたいこととさせていただきます。

○亀山委員長

資料1の3番にあります、前回もご指摘いただいたこととさせていただきますので、できるだけ丁寧にご対応いただけるように心がけていただきたいことを、再度ご要望いただいたということとよろしいでしょうか。

私、前回景観のところでも申し上げているのですが、準備書638ページからのフォトモンタージュな

のですけれども。

これをフォトモンタージュと見るかどうかというのもあるのですが、多分これをお作りになったのは、この施設がどこからどのように見えるかということをお願いするために作られたと思うのですね。ですので、なるべく目立つように色は真っ白で、形もはっきりと分かるものにされておりますが、フォトモンタージュであればもっと具体的に煙突と建物の形が入るものと思うのですけれども、それがちょっとあやふやなのですね。きちんとしたモンタージュにさせていただく方がいいと思います。例えば煙突の色の問題もありますし、煙突そのものが、四角い断面の煙突にしますと非常に角がきついのが目立ちますし、建物も四角い建物です、これもかなり角ばった建物なのですが。用は煙突や建物の形状や色彩などをきちんと配慮したモンタージュを描くことが大切かと思っておりますので、これは次回までをお願いしたいと思います。

それから 643 ページの下の図は煙突を途中まで書いておしまいにしたような図なのですが、これは何なのでしょう。これともう一つ同じものが 639 ページの下の図にもあるのですが、これについての質問です。

○コンサルタント（株式会社エイト日本技術開発 大谷）

準備書 639 ページと 643 ページの下の図です。写真の上に煙突の形を張り付けていたデータを作っていたのですが、印刷のデータとして一部が欠けてしまっておりまして、こちらについては差替えのものをご提示させていただきます。このらせん状、または格子状に見えるものを四角く囲むような形で煙突の高さが見えてくるものを作る予定でありました。非常に申し訳ございませんでした。

○亀山委員長

その時におきまして、煙突の高さや位置が知りたいだけでやっているわけではありませんので、景観がどういった形で見えるかという問題ですから、もう少し形状とか色彩とかを考えた写真を作っていた方がよろしいかと。これをよしとすると、このようなものができてしまったらとんでもないこととなりますから、そこを少し考えていただきたいところを申し上げます。

○事業者（長野広域連合 宮澤）

ただ今ご指摘の煙突あるいは焼却施設についての形状、色彩については、現在のところ詳細設計が固まっておらないということもございますが、特に色につきましては付近の景観もございますので、これを見ながら現況になじむような形を考えていきたいと考えております。それを踏まえて無地の白という形で提供させていただいてございますので、その点をご了解いただければと思います。

○亀山委員長

そういう場合でしたら、そのことを明確に書いておいていただくことが大事ですので、これはこういう状況だからこうするというを入れていただくことが大事だと思います。

○事業者（長野広域連合 宮澤）

了解いたしました。そのように書き足すことといたします。

○亀山委員長

その他よろしいでしょうか。それでは資料3と4についてご説明いただきたいと思います。

○事業者（長野広域連合 海沼）

長野広域連合の海沼と申します。よろしくお願いたします。それでは、「環境影響評価準備書への意見及び事業者の見解」について、私の方から御説明させていただきます。今回は、意見書ごとに事業者の見解をまとめる形で資料としてございますので、重複する意見がいくつかございます。そういったものについては説明を省略させていただきます。それから本事業に直接関係しないと思われるものについては、お答えできないものとしておりますので、あらかじめご了承をお願いしたいと思います。また、ご意見の中には要約書の方を読まれてお出しいただいているものもございまして、そういったものにつきましては準備書本編と混同しないように、意見書の中の方にアンダーラインを引いてございます。そのようなことをしておりますので、あらかじめご了承いただいでご覧いただければと思います。

それでは、資料3の表紙をおめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

表の左からNo.、これは全体の通し番号としております。

それから次に準備書の該当箇所として、準備書の章、項目、それから準備書のページをお示ししてございます。

次が意見書の内容で、これは字も誤り等もそのまま原文のとおりとしておりますのでご承知ください。一番右側が事業者の見解でございます。

それでは、No.1から申し上げます。

意見の内容でございますが、施設の詳細が決まっていないのに、影響を評価できないのではというものでございます。

見解でございますが、アセス用の概要設計を基に、複数のプラントメーカーから技術資料の提供を受け、その中から環境負荷が最大となる諸元を設定したうえで予測評価を行っているもので、主な諸元につきましては、ご覧のとおりそれぞれのページにそれぞれ記載されているものでございます。

次にNo.2、準備書に使われている地図が古いというご指摘でございますが、地図等につきましては、必要に応じ評価書で修正させていただきたいと考えております。

次にNo.3でございます。環境省から温室効果ガス削減のため、熔融炉は廃止という通知が出ているのに、灰熔融炉を計画していることは時代にあっていないのではというご意見でございます。

見解でございますが、国が出した通知というのは、見解の3行目の後ろのほうでございますが、過去に国庫補助金により整備した灰熔融炉を廃止しても、一定の条件を満たせば補助金を返さなくてもよいという通知でございます。この条件というのが、焼却灰の全量をセメント化などで資源化をする、資源化ができない場合は最終処分場を15年分以上確保できることなどございまして、広域連合としましても、そのような国の動向をふまえ、計画の見直しを検討したところではございますけれども、熔融炉を作らないとすれば、同様に資源化ができる、あるいは処分場を15年以上確保できる等の条件が必要と考えてございまして、それらについては現時点では困難であります。

それに加えて熔融処理による最終処分量の減容化、ダイオキシン類の無害化等に有効であるという風に考えており、引き続き熔融処理を行う計画としているものでございます。

なお、廃棄物発電により、熔融に必要なエネルギーはほぼ賄えるものと判断しているものでございます。

次にNo.4については先ほど片谷先生からご指摘をいただいた部分でございますので、省略をさせて

いただきます。

それでは次に2ページをお願いいたします。

ここからは意見書のお二人目のご意見になります。

No.5でございます。灰溶融炉に関する環境影響評価がされていないというものでございます。これにつきましては、焼却炉と灰溶融炉が稼働するという条件で予測評価を行っているものでございます。

次のNo.6については、No.1と同様の見解でございます。

次のNo.7でございますが、大気質の関係ですが、物理量には有効数字というものがあるが、桁数が揃っていないことに有意な差があるのか。また、予測のゆらぎ幅がどのくらいなのかというようなご意見でございます。

これにつきましては、まず、現況調査で得られた最大値をバックグラウンド濃度としまして、これに計画施設からの最大の寄与濃度を足して算出した、どちらかといいますと影響が大きくなる側の予測でございます。数字の桁数をそろえていないことに関しましては、寄与濃度の計算をしましたところ、バックグラウンドより低い値だったことからより下の桁まで表したものでございます。

予測値の変動に関しましては、排ガス量を最大と最小で計算し予測を行っておりますけれども、その差は、排ガス量が20%変化をしても、結果としては0.5%程度という範囲の中でございました。

次の3ページをお願いしたいと思います。

No.8でございます。No.8は、灰溶融炉について、準備書に何も記述されていない。灰溶融炉は廃止する方向にあるのではないかというものでございます。

見解でございますが、No.1、あるいはNo.3でお示しした見解でございまして、また電力に関しましては本日の資料1の18番の関連資料の方に、電力の計算根拠等載せてございますが、そのような形で計算しているものでございます。

次にNo.9でございます。灰溶融炉は膨大なエネルギーを消費するが、計算根拠を示せというものでございます。電力の計算根拠につきましては、資料1の18番の関連資料のとおりでございますが、見解としましては、廃棄物発電により必要電力をまかなう計画であり新たな化石燃料を必要としないことから、温室効果ガスの発生はほとんどないものと判断しているというものでございます。

次のNo.10のご意見は、方法書の知事意見に「長野市省エネビジョン、新エネビジョンに配慮すること」というものがございました。灰溶融炉の導入はこれらビジョンを配慮していないのではないかとということでございます。

見解でございますが、長野市の省エネビジョンでは、化石エネルギーの消費を地域全体で1990年レベルに削減すること、また新エネビジョンでは定格出力6,000kWの廃棄物発電の導入が目標とされているところでございます。その点では、灰溶融炉の稼働に新たな化石燃料を使わないということ、廃棄物発電も高効率発電として6,000kWを上回る計画としておりますことから、ビジョン等には十分に配慮したものと考えているところでございます。

次のNo.11でございますが、事後調査項目に非選定項目を設定するべきではないというご意見でございますが、事後調査の対象としなかった項目については、それぞれご覧のとおり理由で対象としていないものでございます。

次に4ページをお願いいたします。

No.12でございます。No.12も事後調査に関してですが、予測と整合しない場合は、直ちに適切な措置を講ずることを明記してくださいというものでございます。これにつきましてはそのとおりでございまして記載がされておりましたので、評価書でこのような記載してまいりたいと考えており

ます。

次のNo.13 でございます。焼却炉の寿命とか耐用年数の記述がないというもの。それから総量規制の観点からの評価が必要ではないかというものでございます。

見解でございますが、計画施設は、現長野市清掃センターと同じくらい、長野市清掃センターは30年が経過しておりますけれども、そのくらいの年数は稼働できるものと考えております。また、総量規制のような概念での評価というものは、環境影響評価技術指針には含まれていないものと考えているものでございます。

次に5ページをお願いいたします。ここからは、意見書3になります。

No.14 でございますが、これは、長野市と松岡区との長野市清掃センターに関する協定について、私ども広域連合の見解を求められておりますけれども、広域連合はこの協定の当事者ではございませんので、お答えできないものでございます。

No.15 も、土地区画整理事業についての疑念でありますことから、お答えできないものでございます。なお、公園用地を草地としている点につきましては、現況の植生等に基づき記載しているものでございます。

6ページをお願いします。No.16 でございます。

周辺住民の健康調査をやらないで、動植物の保護に重点をおくやり方は人権無視も甚だしいというご意見でございますが、これにつきましては、環境基準や法規制値をもとに設定する環境保全目標値を遵守すること、また現況を悪化させないようにすること、それから法規制値よりも可能な限り抑えることなどにより、地域の生活環境の保全を図るという考えでございます。

次はNo.18 に飛びますが、調査資料や地図が古いということ、また調査も短期間であることから信頼がおけないというご意見かと思いますが、地図等については、評価書で必要に応じ、修正してまいりたいと考えております。また、調査は方法書に基づき、1年間をかけ実施しており、現況把握は十分にできたと考えているところでございます。

No.19 でございます。地域住民の声が反映できるような進め方を要望されているものですが、見解のとおり、機会あるごとにご意見をお聞きしてございまして、今後も地域の声を反映できるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

次の7ページをお願いいたします。ここからは意見書4になります。

ずっと飛びまして、一番下のNo.22 でございます。振動の予測値が現況を大きく上回っていることについての疑問でございます。これにつきましては、予測の方法等について、ご覧のとおり説明をさせていただいているものでございます。

8ページをお願いいたします。No.23 でございますが、建設候補地内にある長野市清掃センターの余熱利用施設であるサンマリーンながのは解体しないで残すべきだというご意見でございますが、本事業はサンマリーン長野を解体することを前提としている事業であることをご理解いただきたいと考えております。

ひとつ飛びましてNo.25 でございます。ごみ搬出入車両が増えることで温室効果ガスが増えるので計画は見直すべきだというご意見でございます。

これにつきましては、事業全体として温室効果ガスの削減に寄与できるものと考えてございまして、ごみ処理広域化のメリットについて、ご覧のとおり述べさせていただいております。

次のNo.26 でございますが、重金属類の評価が不足しているというご意見ですが、現況調査においても土壤汚染は確認されておりませんし、稼働後も大気汚染、土壤汚染は生じないと考えているとこ

ろでございますので、重金属類の評価についてはそれほど行っていないということでございます。

それでは、9ページをお願いいたします。ここからは意見書5になります。

また少し飛びまして、下から3行目のNo.35でございます。焼却灰や飛灰を民間で受け入れてもらっているのなら、熔融炉はなくてもよいというご意見でございます。

見解でございますが、熔融を行う理由として、最終処分場の減容化、ダイオキシン類の無害化に有効であり、再資源化にもつながるものと考えておりまして、また、最終処分を民間に依存することは継続性や安定性に課題があると考えているものでございます。

次に10ページをお願いいたします。

No.38 に関しまして、長野市清掃センターに関して洗車場の臭気があるというご意見ですが、ご覧のとおり、本事業では悪臭対策の計画をお示しさせていただいております。

No.40、41 では、汚染の蓄積や農作物への不安についてのご意見でございますが、汚染は生じない、影響はないものという見解でございます。

No.45 は煙突から何かしらの汚染物質がばらまかれているのではないかとご意見でございますが、適切な排ガス処理を行うことを述べさせていただいております。

次に11ページをお願いいたします。

一番下のNo.56でございます。方法書の知事意見にごみ削減目標を達成するため、構成市町村のごみ減量施策による減量効果の見通しについて、関係市町村と十分協議するよというご意見をいただいております。意見者のご意見の読みようによっては、知事に対する意見ともとらえられるのですが、ごみ減量作戦が一番だというご意見でございます。

見解としましては、構成市町村のごみ減量の取り組みの状況について述べさせていただいたところでございます。

次の12ページをお願いいたします。

No.57 でございますが、長野市清掃センターが稼働してきたこれまでの状況等について延々と述べられておりまして、最後に計画を考え直してくださいとなっているものがございます。広域連合としましても、ご覧のとおり基本的な姿勢やこれまでの取組について述べさせていただいたところでございます。

次の13ページをお願いいたします。

No.61 でございます。長野市清掃センターについて、悪臭や大気汚染のことなどを述べられております。広域の焼却施設ができれば目に見えないものに苦しみられ、生きる希望もなくなるというご意見でございますが、悪臭対策を十分に行うとともに、ダイオキシン類をはじめとする有害物質についても、さらなる低減を目指していくとさせていただきます。

最後のNo.62 と 63 でございますが、地域での説明を分けて行っているのは、行政が姑息な手段で情報を操作しているのではないかとご意見でございます。

見解でございますが、本事業につきましては、重要な課題であることから建設候補地の直接の地元である松岡区、それと松岡区を含む大豆島地区のそれぞれにご理解とご協力をお願いするものでございます。今後も地域の皆様のご意見を十分お聞きする中でご理解をいただけるよう努めてまいります。

以上、意見書に対する見解について、かいつまんでご説明申し上げました。時間の都合で説明を省略したのもございますが、不足する点につきましては、質疑の中で担当から補足させていただきますので、何卒よろしくをお願いいたします。

○亀山委員長

続きまして、資料4の説明をお願いします。

○事業者（長野広域連合 桑原）

続きまして、資料4「準備書についての県関係機関からの質問及び事業者の回答」を説明させていただきます。なお、ご指摘としていただいたご意見で、準備書においての誤った記載事項につきましては評価書において修正させていただきますので、説明を省略させていただきます。

1 ページ目の2番のご指摘事項の、準備書16ページ 表1-5-16に記載があります、画施設の、排ガスに関する計画値の具体的な選定根拠を示してもらいたい、につきましては、計画施設の排ガスの計画値はAごみ焼却施設基本計画で定めておりますが、設定の根拠としましては、当広域管内の既存施設の管理目標値を参考として、更に、最新の技術動向を踏まえ、設定が可能な厳しいレベルの排ガス計画値を定めております。

ばいじんにつきましては、広域管内の既存施設で最も厳しいレベルの0.01g/Nm³以下、硫黄酸化物につきましても、広域管内の既存施設で最も厳しいレベルの30ppm以下、窒素酸化物につきましては、最新の技術動向を踏まえ、設定可能な厳しいレベルで、管内で最も厳しいレベル80ppmより更に厳しい50ppm以下としております。塩化水素につきましても同様に、最新の技術動向を踏まえ設定可能な厳しいレベルで、管内で最も厳しいレベル50ppmより、更に厳しい30ppm以下としています。ダイオキシン類につきましては、法規制値として0.1 ng-TEQ/Nm³以下と定めております。

続きまして3ページの12番をご覧ください。

存在・供用による影響として、一酸化炭素と微小粒子状物質を対象にしている理由を明らかにすべき、についてですが、まず、一酸化炭素の環境基準は主として道路沿道における自動車排ガスの抑制対策として設定されております。今回の計画施設からの排ガスは煙突から排出され広域に拡散することから、その影響はほとんどないと考えられるため、存在供用による評価の対象とはしておりません。また、微小粒子状物質については、現況調査期間中の平成21年9月に大気環境基準に追加されたものであり、当時において、認定された調査機器がなかったことから、調査の対象とはしておりません。

13番と14番について、現況調査の結果として、既存焼却施設の稼働時と停炉時で、窒素酸化物、一酸化窒素、浮遊粒子状物質について、有意な差とはとらえられないか、についてのご意見についてですが、停炉時と稼働時の差については、常時監視測定局のデータにより停炉期間、稼働期間の比較を行い、既存焼却施設の停炉によるものか、時期的な変動によるものなのかを整理し、必要があれば評価書において修正したものを記載します。

続きまして4ページの16番、環境保全に関する目標は、事業実施による大気汚染への寄与を最小化にすることではないか、等のご意見についてですが、計画施設からの排ガスについては、先ほどの資料4、2番の事業者の回答、にお示ししましたとおり、法規制値より更に厳しい計画値を定め、大気汚染の寄与を最小化する計画としております。

17番、騒音・振動・低周波音の単位標記、についてのご意見ですが、騒音はA特性補正で、低周波音はG特性補正で行ったことから、この様な表記にしたものです。なお、低周波音の表記につきましては、G特性、G特性補正と混在した表記がありましたので、評価書においては、dGに統一して、修正したものを記載します。

5 ページの 27 番、建築基準法、都市計画法、景観条例につきましては、各法令の規定に基づき、関係各課と協議を行ってまいります。

以上で資料 4 の説明を終わらせていただきます。

○亀山委員長

ありがとうございました。それではただいまご説明いただきました資料 3 と 4 に関しまして、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。はいどうぞ。

○片谷委員

片谷でございます。特に問題点というところではないのですが、資料 3 の 2 ページに有効数字に関する疑義が指摘されていて、今回説明されていること自体は問題がないと思います。ただ、こちらある程度有効数字という概念をご存じの方が、よりふさわしいと思われるということでございますので、これは評価書を印刷されるときに結構なのですけれども、注釈を書いていただくとそういう疑問を解消できると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それからこれももう書かれるご予定なのかもしれませんが、3 ページの最後のところ、事後調査の対象にしてない部分ということについて、これもぜひ注釈を入れていただければよいのかと思います。特に、一酸化窒素については環境基準が定められている二酸化窒素で行いますという見解のご説明なのですが、要は健康影響の問題であるわけなのですが、ですから健康影響がより懸念されている二酸化窒素、環境基準が定められてからというのはそういう原因なわけで、もし一酸化窒素の健康影響がもっと顕著なものであるとすれば環境基準が定められているはずですから、定められていないからやらないということよりは、健康影響の大きい二酸化窒素で代用されるという主旨の方が、説得力があるのではという風に解説したところで、可能であれば評価書の方で注釈して記載していただいた方がいいかなという風に思いました。

○亀山委員長

よろしいでしょうか。評価書の中でそういう形で書いていただくということで、よろしくお願いたします。

その他全体を通して、委員の皆様から何かご意見等ありましたらご発言ください。はいどうぞ。

○佐藤委員

佐藤ですけれども、実はこういう案件、私が委員になってからあまり数が無かったので、意見書がずいぶん多いように感じるのですが、つまり 63 個の市民からの意見があって、18 個の質問等があるのですが、これは一般的にこのくらいの数はあるのでしょうか。どうでしょうか、委員の方々の経験上。ちょっと妙に多いようで気になるのですが。特にこういったごみ処理施設のような施設を街中でやりますと、近隣の方々が非常に神経を使われることもございますので、そういう点でこの事業については設営に係る流れの一番初めの時から質問も多く出ておりましたので、そういう点で多かったのではないかなと思いました。

特に内容に関して問題があるということではなく、関心が非常に強くあるということで多かったのかな、と私の感想という形になりますが思いました。

○片谷委員

よろしいですか。

○亀山委員長

はいどうぞ。

○片谷委員

私も大変長くやらせていただいておりますのでちょっと申しあげますと、同じ長野の廃棄物処理施設で、長野県中部でありました案件のときには意見書が1,000通以上来たという案件があり、今回は5通で、ただおひとりからの意見が多いので合計63個となっているわけですが、他県の事例でも1,000通以上の意見が寄せられた案件も、私が伺った中でもいくつかありました。

○亀山委員長

ありがとうございました。はいどうぞ。

○塩田委員

全体的なことで、事業者にとつて希望をお願いしたいのですが、環境影響評価法は10年以上たつて、ある程度都道府県の条例に基づき件数も少しずつ増えている中で、その中身そのものが閣議決定の時代から比べると、そんなに発展しているようには思えないのです。そういうのは、他の環境技術が発達してきているにもかかわらず、そのような技術を導入していないというのが非常に悲しいという感じがして、先ほどもあったのですが、環境影響項目以外のことについては、何が何でもやらないというようなことが見えて、そういうことではなく、時代とともに変わっていく中、特に3月11日以降は、環境や安心安全についての考え方が、非常に大事になってきております。そういう中で機械、設備、装置も非常に先進的な技術が出てきている。そういうようなものを事業者として調べて、周辺の住民に対して安全安心を提供するような方策を考えていただくようにした方がいいのではないかと思います。

法律で決められたものをそのまま進めていくのではなくて、事業者として、環境保全についての考え方を持っていることが見えるように、例えば、長野県が提示して全国に発表していく形で進めていけば全体的に変わっていくのではないかと思います。今までそのようなことがなかなか見えないのが少しさみしいので、ぜひ経済的な部分もあるかと思うのですが、費用対効果も考えながら新しい技術を導入していくことも含めてぜひお願いしたいところでございます。以上でございます。

○亀山委員長

今、事業者側の方を向かれておっしゃられていましたけれども、どちらかと言いますと事務局側の方になるかなと。

確かに私たちは事業者に対して常に最新の計測技術、最新の評価値を予測してとってもらいたいということがあるのですけれども、ただ県がこの条例を作ったときに、これに沿ったマニュアルを作っておりまして、それで事業者に指導してきているものですから、どちらかと答えは事務局のほうからお聞きした方がよいのかなと思いますので、多分マニュアルも徐々に変えていかなければ…。

○事務局（環境政策課 清水）

私の方から。

○亀山委員長

はいどうぞ。

○事務局（環境政策課 清水）

事務局から一言ということなのですが、ただいまの意見は非常に重要な参考になる意見だと思います。県といたしましても技術指針、それからマニュアルについては、技術委員会、技術委員の皆様にお諮りしながら時代に沿ったものを、今後必要に応じて改定していくという姿勢には変わりはありません。ですので、長野県として独自にそういったものを多く生かす、といったことになろうかと思えますけれども、そういう部分も見ながら共通の、環境省の基本的事項ということもありまして、そこから大きく逸脱することもできないので、そういう国の、時代とともに検討されます項目というものも考慮に入れながら、時代にあった、長野県として先進を行っているかな、と言われるような指針を作っていきたいという風に思っております。

事業者にとっては過大な負荷を掛けるということにもなりかねませんので、条例に定めていくには非常に慎重にやっていかなければ、ただ慎重であると同時に、必要な知見の上でやるということで考えてきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○亀山委員長

国の制度と県の制度というのはわりと相互に刺激しあっていますので、国が改正するとその後に県が条例を改正しましたし、というので10年やってきましたし、かなり経験も蓄積されてきているものですから、いずれマニュアルを改正しなければとは思っておりますのでそういう風に解釈していただければと思っております。

そういうことでよろしいでしょうか。

それでは他にご発言がないようでしたら、以上をもちまして本日の会議を終わらせていただきたいと思います。本日はありがとうございました。

6 議事（3）

○事務局（環境政策課 清水）

今後のスケジュールですが、次は第3回の技術委員会になります。11月4日に東海旅客鉄道株式会社の案件でございますが、中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価方法書に係る現地調査、これは木曾から下伊那まで実施し、そのまま大鹿村交流センターで会議を実施する予定でございます。

それから今回御審議いただきました案件につきましては、11月18日に第4回技術委員会として、長野市で予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（環境政策課 宮坂）

それでは、以上で本日の委員会を終了いたします。